

平成 21 事業年度における業務の実績に関する全体的評価表(案)

平成 22 年 8 月 2 日

総務省独立行政法人評価委員会

平和祈念事業特別基金分科会

平成21事業年度における業務の実績に関する全体的評価表(案)

| I 業務の実績に関する項目別評価総括 | |
|-------------------------|---|
| 1 業務の効率化(人事に係るマネージメント等) | <p>1 業務経費の削減 平成21年度の業務経費は798百万円であり、平成19年度業務経費1,264百万円と比較して63.1%の執行となっており、評価できる。 また、人件費については、平成21年度の決算額は166百万円であり、平成18年度以降の4年間での削減率は5.2%と目標の4.5%を大きく上回っており、評価できる。 なお、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を換算したもの)は110.8であるが、年齢、地域を勘案した指数は97.5、更に学歴を勘案すると94.0となっており、問題ないと考えられる。</p> <p>2 外部委託の推進 21年度は新規事業として「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」を企画競争で、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」を一般競争により外部へ委託し、コスト削減や業務強化に努めている。 法人の主要業務である慰籍事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう十分に配慮しており、特に地方展示会を外部委託しても、主要業務の展示飾り付けは、法人のコア・コンピタンスの活用に努めている。また、コア・コンピタンスの蓄積の体制を確保している。これらのことから、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウについては法人に蓄積される体制を確保しており、問題ないと考えられる。</p> <p>3 組織運営の効率化 組織運営の効率化については、役員会において年度計画の進捗状況の報告・把握を行うことにより、ガラス張りとしている。また、組織の活性化、業務の効率化、弾力的な遂行のために業務体制の見直しと機動的な人員配置に努めたことから、展示フォーラム担当が直接的に資料館業務に従事することが可能となった。 このことにより、特別企画展(沖縄展)、平和祈念展(新宿西口展)、地方展(広島展)の企画運営業務をより円滑に実施する体制が確保されたことは評価できる。 更に、11月に1名増員したことにより、展示フォーラム担当参事が「インターネット資料館構築」の業務に専念することが可能となった。また、慰霊碑建設検討委員会の事務について、総務企画担当参事を支援体制に組み入れて協力体制を構築したことは評価できる。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>4 随意契約の見直し</p> <p>(1) 平成20年11月14日総務省の要請による会計規程等の改正・整備、契約関連情報の公表に関して、平成21年3月31日に改正するとともに包括随意契約条項を削除し、また、少額の競争であっても複数者の見積り合わせを実施するなど着実な改善が見受けられ、評価できる。</p> <p>(2) 平成21年11月17日の閣議において「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」が決定され契約監視委員会の設置と「随意契約等見直し計画」についても、外部の有識者2名と基金の監事2名を含む4名の契約監視委員会を発足させるなど迅速・着実な対応は評価できる。</p> <p>(3) また、契約手続における適切な審査体制を確保するため出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合、確認といった内部牽制を実施契約書関係も契約書締結段階の決裁は理事長としており、組織のガバナンスという点から有効であると考えられる。</p> <p>(4) 物品、役務等の契約締結状況については、個々の契約に関し連絡会、理事会において執行状況の報告が行われるとともに、役員会において 監事の参加のもと報告、審議を経て理事長の承認を得るチェック体制を確立しており、平成21年度において、徹底的に一般競争の実施が図られたことは、組織のガバナンスの面で評価に値するものと考えられる。</p> <p>(5) 監事の役員会における活発な役割の発揮が、組織を活性化させているものと評価できる。</p> <p>(6) また、随意契約の見直し計画においても十分に目的を達成していることは評価できる。</p> |
| <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(事業の実施等)</p> | <p>1 資料の収集、保管、展示</p> <p>(1) 収集</p> <p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中において、21年度の寄贈資料は、基金が未収集であって重要な資料の収集に限定していることから、「抑留中入院していた病院の敷布の切れ端」など14点と限定されているが、これまで基金が所有していない実物資料であることは評価できる。</p> <p>また、寄託から寄贈への手続きの切替及び寄贈承諾書のない口頭了解による寄贈承諾者に対しての文書手続きについては、20年度、21年度と2年越しの切替作業を行ってきたが、国への移管を目前にして既に十分に寄贈者に対し誠意を持って対処してきたことは評価できる。</p> |

(2) 保管

- ① 前年度に引き続き、これまで法人に寄贈された法人所有の実物資料12,784件について、平和祈念展示資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内の約98㎡で電子データに沿って整理し保管し、11,981冊に及ぶ図書は実物資料とは別に、平和祈念展示資料館資料室、倉庫等で保管するなどコスト面でも配慮した措置は評価できる。
- ② 実物資料については、適切な環境での保存、劣化防止措置といった目標に対し、定温定湿倉庫での保管、積層配列等の必要な諸措置を講じていることは評価できる。
- ③ 21年度に寄贈を受けた全ての関係資料14点について、資料データ管理システムに情報の入力を行ったことは評価できる。
- ④ 燻蒸処理が次年度の5月に実施されたことは、集客策の一環として展示資料館の収蔵資料展開催が3月29日まで開催されたためであり、やむを得ないと考えられる。

(3) 展示

- ① 常設展示会場にあって展示内容の充実のための特設展示コーナーの設置等については、特設展示コーナーとしては、4月～翌年1月末まで3～4か月単位で3テーマを切れ目ない特設展示コーナーを設け、積極的な集客に努めている。また、ミニ展示会として、収蔵資料紹介等を7月～翌年3月まで2か月単位で展示資料の入れ替えを計画的に行い、自費出版等の一般的には入手困難な所蔵図書の展示も行い、2～3月の収蔵資料展においては、語り部の配置及び学芸員による展示資料の説明会を同時に開催したことは評価できる。

開館日、開館時間の弾力化等を図る措置としては、21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続している。また、平和祈念展(新宿西口展)の開催に併せ、8月8日(土)～10日(月)の資料館の閉館時刻を通常17時30分を20時に延長した。更に学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来館した場合には、開館時間を早めるなど来館者のために弾力的な対応を行ったことは評価できる。

ゴールデンウィーク中の語り部の配置、2月～3月に資料館で開催した収蔵資料展において語り部等を配置するとともに、ダイレクトメールによる展示会の案内など、積極的な集客策を図ったが、目標値の52,000人に対し94.7%の49,268人の入館者数となったことは、残念なことである。

しかし、20年度の入館者(48,272人)と比べ、種々の企画により996人(増2.1%)の増となっていることは評価できる。

- ② 資料館で行った特別企画展については、入場者数を3,300人以上とするという目標に対し、開催期間中の入場者数は11,144人と目標人数の3.4倍となったことは高く評価できる。開催に当たっては、地元新聞にも大きく取り扱われるなど沖縄県平和祈念資料館で開催された意義は大きいと考えられる。
- また、平和祈念展については、通行人の多い新宿駅西口広場イベントコーナーで開催するに当たり終戦記念日の8月15日の直前の8月8日～11日であったことから、戦後の新宿の写真や関係者の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオを上映するなど集客に努めたことから、入場者数は目標の11,000人以上に対し44,520人と4倍となっており、高く評価できる。
- 法人直轄の平和祈念展について、11月に広島県呉市「呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)」で開催された平和祈念展は、6月に新型インフルエンザのために中止となった「神戸展」に代わるものである。神戸と広島では地域性を考慮すれば展示資料の差し替えが必要であり、準備期間がタイトであったにもかかわらず、多角的に広報を実施し、また館側の協力もあったことから、開催期間中の入場者は13,464人と目標人数5,000人以上に対し2.7倍となっており、高く評価できる。
- ③ 資料館の入館者及び特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者に対しアンケートを行ったところ、8割以上の方々から満足した旨の回答を得ていることは高く評価できる。
- また、法人以外の者が実施する展示会等に対し、12か所727点の資料の貸出しを行っており、20年度の9か所607点と比べ積極的に貸出しを行っている点も評価できる。
- ④ 基金解散後の資料等の在り方の検討について、平成21年度に寄贈された実物資料14点については実物資料用の「資料データ管理システム」に、21年度に寄贈された図書資料61点についても「図書システム」にデータ入力を実施し、また、保管図書920点の「図書システム」データとの確認業務を実施するなど、平成20年度にナカシャクリエイテブ(株)に委託して実施した所蔵資料等の整理業務の報告書の分類に沿って、データ整理を着実に実施した。展示資料の中で棚卸しされていないものや、資料の中で契約関係や権利関係が整理されていないものや不明なものがあり、積極的な取組が望まれる。
- ⑤ インターネット資料館を構築することについては、直接展示資料館に来館できない国民の方にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築、運用開始できたことは、高く評価できる。

2 調査研究

- ① 基金の解散を見据え、戦後強制抑留者の労苦の実態の総集編を作成するため、20年度に引き続き、(財)全国強制抑留者協会に委託し、これまで作成した「平和の礎」の1巻から19巻を基に、抑留者が従事した作業(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)別に労苦の実態等を取りまとめたことは、研究成果の取りまとめが完了したこととなり、評価できる。

- ② 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うという目標に対し、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料(7,918点)について、目次を作成し電子データ化(PDF形式)を図った。また、目次は収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文(露文)が判明できるように整理を行っており、評価できる。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

① 総合データベースの構築

『平和の礎19』(134件)の取り込みを完了していること、総合情報データベースシステムのうち、「資料データ管理」システムについては移管用データとして資料の保存状況、年代情報、材質、複製等の情報が整理されていること、「図書」システムについては倉庫に保管している図書(920冊)について棚卸し(登録リストとの照合)を行い、データの整備を行っていることは、評価できる。

② 調査研究の成果の出版等

『平和の礎』(1巻～19巻)の電子データ化が完了し、これらをインターネット資料館において公開したことは、これまでの調査研究の成果を基金解散後において活用でき、有効であると判断できる。

③ 出版物等の活用

平和祈念展示資料館の図書コーナーに法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設していること、証言コーナーでは3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置していること、啓発用ビデオ映像は毎時ビデオシアターにおいて上映していること、戦争体験者の労苦の記録としての『「平和の礎」選集3』及び漫画『遙かなる紅い夕陽』を前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布していることは、評価できる。

(2) 講演会等

- ① 平和記念フォーラムについて、札幌市及び東京都新宿の明治安田生命ホールで計2回開催した。
札幌のフォーラムは、講演者の板東英二氏(引揚体験者)と3問題の体験者及び高校生ビデオ制作
出展校の高校生との交流があり、3問題の体験談に対し生島氏の司会と田久保忠衛氏が解説をされ、
平和の必要性について理解を深められたことが、入場者数は目標の300人以上に対し、230人であった
ことは残念なことである。
東京のフォーラムにおいては、黒沢、小菅両教授が体験者の体験談を参加高校生によりわかり
やすく解説され、第2部の高校生ビデオ制作コンクールにおいては、その主旨がよく理解されており、
入場者数も306人と評価できる。
このほか、地方で講演会を3回開催するという目標に対し、講演会を金沢市において9月に開催したが、
新型インフルエンザの影響で地方での開催を断念した。その代わりに、平和祈念展示資料館で講演会
「資料が語る体験者の想い」を3回開催した。
また、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に開催するという目標に対し、
札幌市及び東京で開催したフォーラムにおいて「校内放送番組制作コンクール」に参加した高校生を直接
フォーラムに参加させたことは、評価できる。
なお、フォーラムの来場者にフォーラムの印象についてアンケートを徴したところ、札幌市では来場者の
54.8%に当たる126人から回答を得、そのうちの88.9%の来場者は好意的に受け止めた。東京の
フォーラムでも同様に来場者の49.3%に当たる151人から回答を得、そのうち81.5%の来場者は
好意的に受け止めており、高く評価できる。

- ② 関係団体に委託して行う「労苦を語り継ぐ集い」については、今期15回以上開催するとの目標に対し、26
回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催し、経費や人員の節約を図った
点は評価できる。

- ③ 第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレット
を発送するなど参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国
及び九州の各地方から33の高校(前年比2校増)が参加し55作品(前年比4作品増)の提出を得たことは、
評価できる。
東京で開催した平和祈念フォーラム2009(東京)と校内放送番組制作コンクール表彰式を同時開催した
ことにより、校内放送番組制作コンクール経費を削減した。

④ 「語り部」を目標年間延60人に対し62人配置し、更に「総合語り部」を年間延べ148人配置していること、ゴールデンウィーク及び2・3月の収蔵資料展において入館者からの大きな関心と評価を得ていることは、評価できる。

また、小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ37クラス、1,148人(前年度比21人増)となっており、本人の当時の経験を紙芝居にするなど、子どもたちに積極的に「語り部」が対応していることも評価できる。

⑤ 戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施し、関係者の高齢化が進む中、7地域7班計57名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できた。

また、2回のシンポジウムに、延べ48人の参加を得ることができたこと、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことは評価できる。

4 特別記念事業等

(1) 実施

特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて、新聞広告、ラジオ広報、都道府県、市区町村の広報誌に掲載し、また、基金のホームページへ掲載する等できる限りの広報をするとともに、過去に書状等の贈呈を受けた者に対しては特別記念事業の実施の「お知らせ」(お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封)を送付し、個別に特別慰労品の請求を直接促すなど、1人でも多くの方に請求していただくように働きかけをした。その結果、受付件数は328,018件、認定件数は316,365件となった。

なお、非認定(11,653件)は、重複申請又は遺族からの請求等であった。

特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられたことも評価できる。

(3) 標準期間

標準的な審査期間が、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件は1か月、お知らせを受けて請求した者は3週間、それ以外の者は3か月とするとの目標に対し、それぞれ「1月以内」及び「3週間以内」は100%、審査期間が3月以内のものについては恩給欠格者からの請求に係るものは84%、戦後強制抑留者からの請求に係るものは91%となっている。

一方、引揚者からの請求については、審査期間である3か月内に処理ができた件数が、29%に止まった。これは、①「初めての請求」が21年1月から3月の間の合計が35,067件と20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当する件数になったこと、②これらの請求者は、引き揚げ当時幼児であったため、引き揚げ時の記憶が定かではないこと、本人が高齢により記憶が薄れていることから、請求書の記載内容に不備のものが多くあったこと、③これらの不備のある請求書については、申請者本人に電話又は文書等により照会し、補完した上で審査を進めたことから、やむを得ないと考えられる。

(4) 慰霊碑の建立

慰霊碑の建立に向けて、必要に応じて慰霊碑建設検討委員会を開催し、慰霊碑のデザインコンペを行い、慰霊碑2基及び慰霊碑広場のデザインを決定し、平成22年7月末の完成に向けて業務を着実に進めていることは、評価できる。

6 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するため、広報用デザインとして水木しげる氏のイラストを更にアニメ調の柔らかい画風に工夫したり、新規として「新宿ウォーカー」への掲載など若年層への広報、教員等教育関係者への対応、中学・高等学校の校外学習担当教諭宛にパンフレット等を送付、リピーターにダイレクトメールで企画展等の周知を行う等きめ細かな広報の充実を図るなど積極的な措置を行ってことは効果的であると認められる。

(2) ホームページの充実

ホームページのトップ画面をリニューアル制作し、より検索しやすい画面構成にするなどホームページ利用者の利便向上を図るとともに、「基金記録史(設立経緯版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、「インターネット資料館の構築」をしたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値である75万件を上回る約92万件のアクセスがあったことは、高く評価できる。

(3) 地方公共団体との連携

特別慰労品を贈呈を速やかに行えるよう、地方公共団体との連携を図るという目標に対し、地方公共団体との緊密な連携を確保し、特別記念事業審査事務が完了したことは、評価できる。

| | |
|------------------|---|
| <p>3 財務内容の改善</p> | <p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うため、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約411百万円、年利換算で2.04%を確保するなど堅実な資金管理に努めている。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、問題ないものと認められる。</p> <p>なお、運営費交付金債務の執行率が78%と低く、また当期総利益が140百万円発生しているが、これは事務体制の見直しや一般競争入札の徹底等による法人の努力の結果によるものであり、妥当なものと考えられる。</p> |
| <p>4 その他</p> | <p>① 研修を通じた職員の能力開発の推進と意識の向上については、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して研修の充実を図っている。これらの研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたことは、評価できる。</p> <p>② 環境に配慮した業務運営に関しては、国が策定した「環境物品等の調達を推進するための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進している。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められる。</p> <p>③ 危機管理体制については、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っていることは、評価できる。</p> <p>④ メンタルヘルスについて管理を徹底し、一層の配慮に努めるため、人事院のガイドブックを役職員へ供覧周知を行うなど、また、指針の周知や担当者の配置など、問題発生を未然に防ぐための措置をとっていることは評価できる。ただし、セクシュアル・ハラスメントへの対応においては、職場環境に配慮した措置をさらに徹底することが求められる。</p> |

⑤ 内部統制・ガバナンス強化については、理事長のリーダーシップを発揮するための体制整備が確立している。特に予算執行のアクション・プログラムに関する取組みについては、徹底した執行管理が可能であり、毎月の契約状況の報告や監事の意見表明についても理事長、理事とは別の立場から発言されるなど監査体制が機能しており、評価に値する。

また、内部統制の面からも理事長の下、組織が一丸となって予算執行に対応している仕組みが、当期総利益1億40百万円や利益余剰金6億21百万円の決算からもわかる。これは徹底した予算執行管理が行われていることが認められた証しであり評価できる。

金融資産については、200億円の出資金等について譲渡性預金や有価証券での運用について、金融情報等を調査し、入札により実施するなど運用益も出しており、財務的にも統制がとれた組織として評価に値する。

更に、法人が所有する個人情報について、法人独自の規定に基づき漏えい滅失又は毀損の防止その他適切な管理に努めていることは、評価できる。

II 中期計画全体の評価(項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況)

関係者の労苦についてその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、資料館の展示内容の充実、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどについては、確実に実施し成果を挙げている。ただし、入場者数が目標を下回っている場合もあり、平成22年9月までの入場者数増のための取組が望まれる。

法人の所有する資料等については、平成22年10月以降国に引き継ぐことを踏まえた諸措置を講じているところであるが、移管後の複製資料の使用許可を整理する必要があるものが一部残っていることなどから、引き続き更なる措置を講じるよう努力すべきである。

また、インターネット資料館の構築をはじめとして、ホームページの内容を充実させ、情報発信に努めたことは、高く評価できる。

このほか、特別記念事業については、一部に時間がかかったものがあるものの、事業を着実に実施したことは、評価できる。

なお、経費総額や人件費の削減については、引き続き更なる削減のための努力を行っていくことを期待したい。

以上のことから項目別評価を総合すると「目標を十分達成した」と認められる。

Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他

今年度の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施しており、十分満足のいくものと認められるが、今後とも外部委託等の活用、組織の弾力的運用等により、効率的な業務運営に努めていくことを期待する。

また、シベリア抑留者特措法により法人の存続が延長されたこともあり、セクシャル・ハラスメントへの対応をはじめ、職場環境に配慮した措置を徹底することを求めたい。

更に、戦後65年を経過する今日、関係者の労苦が年月の経過とともに風化していくことを防ぎ、後世の国民に語り継ぐことがますます求められている。このため、法人は今年10月からの資料等の国への円滑な移行に向け、そのための作業を適切に進められることを期待する。

最後に、平成21年度の法人の評価について、特に言及しておくべき点は、以下のとおりである。

○法定外福利費について

⇒ 法定外福利費については、慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する支出は行っていないことから、問題ないと思われる。

○財団法人全国強制抑留者協会に対する助成金について

⇒ ① 当該助成金に関する規程等の整備の適切性については、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金実施要領において、事業計画についての理事長の承認に関する規定、慰藉事業の実績の報告義務の規定等が定められていることから、問題ないと思われる。

② 平成21年度の当該助成金に係る財団の事業目的の達成度については、慰霊訪問、遺骨収集、2,212件に及ぶ恩給・年金などの相談・照会事業を行っており、事業目的に沿ったものであることから問題ないと思われる。

③ 当該助成金に関する法人の指導状況の適切性については、財団から事業計画及び実績報告書の提出がなされており、①の実施要領に基づいて承認を行っていることから、問題ないと思われる。

平成 21 事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表(案)

平成 22 年 8 月 2 日

総務省独立行政法人評価委員会

平和祈念事業特別基金分科会

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表(案)

| 評価項目 | | 評 価 | |
|------------------------|---------------------------------|--------------|--|
| | | 評価 (AA~D) | 理 由 |
| 業務 の 効 率 化 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | |
| | 1 業務経費の削減 | A | <p>平成21年度の業務経費は798百万円であり、平成19年度業務経費1,264百万円と比較して63.1%の執行となっており、大きく目標を達成している。</p> <p>また、人件費については、平成21年度の決算額は166百万円であり、平成18年度以降の4年間での削減率は5.2%となっており、目標の4.5%を大きく上回って達成している。</p> <p>なお、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を換算したもの)は110.8であるが、年齢、地域を勘案した指数は97.5、更に学歴を勘案すると94.0となっている。</p> <p>これらのことから、21年度事業評価としては、全体として「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。</p> |
| | 2 外部委託の推進 | A | <p>外部委託することが効率的と認められる業務について、外部委託を推進するとの目標に対し、21年度は新規事業として「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」を企画競争で、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」を一般競争により外部へ委託し、コスト削減や業務強化に努めている。</p> <p>法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう十分に配慮しており、特に地方展示会を外部委託しても、主要業務の展示飾り付けについては、法人のコア・コンピタンスの活用に努めている。また、コア・コンピタンスの蓄積の体制を確保している。</p> <p>以上のことから「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」 少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| | | <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。 ただし、これらの外部委託は、発注後の職員の業務に対する理解度をより高めるものでなければならず、職員には効率的な対応を求めている。</p> <p>「有効性」 少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。 基金自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さ、業務運営の効率化に資するものである。ただ、それらは、外部委託すれば自ずと得られるものではなく、職員同士のディスカッションや勉強、業者との打ち合わせなどお互いの協力関係により、得られるものと考えており、例えば「インターネット資料館の構築」を完成させるまでに26回のPTを開催することにより、職員の資質の向上が図られたと認められる。また、コアコンピタンスの蓄積にも役立つ結果となった。</p> |
| 3 組織運営の効率化 | A | <p>役員会において、年度計画の進捗状況の報告・把握を行うことにより、組織の運営の効率化をガラス張りとしている。また、組織の活性化、業務の効率化、弾力的な遂行のために業務体制の見直しと機動的な人員配置に努めたことから、展示フォーラム担当が直接的に資料館業務に従事することが可能となった。このことにより、特別企画展（沖縄展）、平和祈念展（新宿西口展）、地方展（広島展）の企画運営業務をより円滑に実施する体制が確保された。 更に、11月に1名増員したことにより、展示フォーラム担当参事が「インターネット資料館構築」の業務に専念することが可能となった。また、慰霊碑建設検討委員会の事務について、総務企画担当参事を支援体制に組み入れて協力体制を構築できた。 以上のことから、組織運営の効率化の観点からすれば、役員会への年度計画の進捗状況の報告と計画的な人事配置によって、組織運営の効率化の目標に対し「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し、機動的な人員配置を行うことは、組織運営には必要な取組である。</p> <p>「効率性」 定期的に連絡会を開催し、役員から対処方針の指示が必要に応じて出されることにより、業務運営を効率的に遂行できる。</p> <p>「有効性」 業務を限られた期間内に処理するために、業務体制の見直しを行うことは、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。</p> |

| | | |
|-------------------|----------|--|
| <p>4 随意契約の見直し</p> | <p>A</p> | <p>(1) 平成20年11月14日総務省の要請による会計規程等の改正・整備、契約関連情報の公表に関しては、平成21年3月31日に改正するとともに包括随意契約条項を削除し、また、少額の競争であっても複数者の見積り合わせを実施するなど着実な改善が見受けられる。</p> <p>(2) 平成21年11月17日の閣議において「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」が決定され契約監視委員会の設置と「随意契約等見直し計画」についても、外部の有識者2名と基金の監事2名を含む4名の契約監視委員会を発足させるなど迅速・着実な対応は評価できる。</p> <p>(3) また、契約手続における適切な審査体制を確保するため出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合、確認といった内部牽制を実施契約書関係も契約書締結段階の決裁は理事長としており、組織のガバナンスが確立されていると評価できる。</p> <p>(4) 物品、役務等の契約締結状況については、個々の契約に関し連絡会、理事会において執行状況の報告が行われるとともに、役員会において 監事の参加のもと報告、審議を経て理事長の承認を得るチェック体制を確立しており、平成21年度において、徹底的に一般競争の実施が図られたことは、組織のガバナンスの面で評価に値するものと考えられる。</p> <p>(5) 監事の役員会における活発な役割の発揮が、組織を活性化させているものと評価できる。</p> <p>(6) また、随意契約の見直し計画においても十分に目的を達成している。</p> <p>以上のことから、平成19年8月10日閣議決定に沿った「随意契約の見直し計画」に基づく取り組みを着実に実施し、その取り組み状況を公表する等の「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」 「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p> <p>「効率性」 基金の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得、随意契約の状況を把握することは、一般競争入札を推進する上で効果的・効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得ることは、随意契約見直しを行う上において有効な手段である。</p> |
|-------------------|----------|--|

| | | | |
|----------------------------------|---|----------|--|
| <p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> | | |
| | <p>1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集</p> | <p>B</p> | <p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中において、これまで未収集の重要な資料を効率的に収集することや、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼するという目標に対し、</p> <p>① 21年度の寄贈資料は、基金が未収集であって重要な資料の収集に限定していることから、「抑留中入院していた病院の敷布の切れ端」など14点と限定されているが、これまで基金が所有していない実物資料であること。</p> <p>② 寄託から寄贈への手続きの切替及び寄贈承諾書のない口頭了解による寄贈承諾者に対しての文書手続きについては、20年度、21年度と2年越しの切替作業を行ってきたが、国への移管を目前にして既に十分に寄贈者に対し誠意を持って対処してきたことから、「手続未済」として所有者からの申し出であるまで法人が保有することとしている判断は妥当な判断である。</p> <p>これらのことから、寄託から寄贈への切替については「目標を概ね達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」 基金が所有する資料は、関係者に対し慰藉の念を示す重要な資料に加え、総務省に22年10月以降引き継ぐことが決まっていることから、所有権を明確にする業務は必要である。</p> <p>「効率性」 基金の解散を考慮して、21年度はこれまでの未収集の重要資料に限定したことは、実物資料の有効活用と保管コストの費用対効果を考慮すれば、評価できる。</p> <p>「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、基金が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。</p> <p>さらに、基金が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。</p> <p>今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。</p> |

(2) 資料の保管

B

法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を講じており、「目標を概ね達成」と認められる。

① 適切な保管

法人は、前年度に引き続き、これまで法人に寄贈された法人所有の実物資料12,784件について、平和祈念展示資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内の約98㎡で電子データに沿って整理し保管し、11,981冊に及ぶ図書は実物資料とは別に、平和祈念展示資料館資料室、倉庫等で保管するなどコスト面でも配慮した措置は「目標を概ね達成」と判断できる。

② 適切な保存措置

実物資料については、適切な環境での保存、劣化防止措置といった目標に対し、定温定湿倉庫での保管、積層配列等の必要な諸措置を講じていることは評価できる。

③ 電子データ化

21年度に寄贈を受けた全ての関係資料14点について、資料データ管理システムに情報の入力を行ったことは評価できる。

④ 燻蒸処理が次年度の5月に実施されたことは、集客策の一環として展示資料館の収蔵資料展開催が3月29日まで開催されたためであり、やむを得ない措置である。

「必要性」

資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。

「効率性」

関係資料を整理することは、基金解散後の資料移管等の効率的な実施に資する。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、実物資料の適切な管理、効率性、有効活用という面から重要である。

(3) 資料の展示

A

法人では、資料展示のための諸措置を以下のとおり実施しており、平和祈念展示資料館の啓発活動としての積極的な集客対策や連携した特別企画展、平和祈念展、関係団体とも連携した地方展示会、関係資料の貸出し等「目標を十分達成」と判断できる。

① 平和祈念展示資料館

ア 常設展示会場にあって展示内容の充実のための特設展示コーナーの設置等については、特設展示コーナーとしては、4月～翌年1月末まで3～4か月単位で3テーマを切れ目ない特設展示コーナーを設け、積極的な集客に努めている。

また、ミニ展示会として、収蔵資料紹介等を7月～翌年3月まで2か月単位で展示資料の入れ替えを計画的に行い、自費出版等の一般的には入手困難な所蔵図書の見学も行き、2～3月の収蔵資料展においては、語り部の配置及び学芸員による展示資料の説明会を同時に開催し、その集客の実績は評価に値するものである。(対前年同期増818人)

イ 平和祈念展示資料館の周知を目的とした広報一般向けの交通広告はアニメ調の柔らかい画風のデザインに変更したり、若年層向け広報として「新宿ウォーカー」への掲載。また、「教育新聞」に広告掲載し、教員等教育関係者に直接送付したり、全国の国公立中学高校16,089校にパンフレット、チラシを送付するなどきめ細かな広報に配慮して実施している。

ウ 団体客や説明を希望する来館者への説明員等の配置は、予約の有無にかかわらず説明できるように対応している。特に、ゴールデンウィーク、夏休み及び22年2～3月の収蔵資料展において、実体験をされた「語り部」を数多く配置して積極的に対応している。資料館は、予約の有無にかかわらず館内の資料説明ができるように説明員を配置している。

また、実体験をされた「語り部」をゴールデンウィーク、夏休み及び2～3月の収蔵資料展において配置し、集客策を積極的に実施している。

エ リピーター等に対するアフターケアの充実という目標に対して、ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等にダイレクトメールを送付している。

オ 開館日、開館時間の弾力化等を図る措置として、21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続し、開館時間の弾力化等を行うという目標に対し、月曜日も開館している。また、平和祈念展(新宿西口展)の開催に併せ、8月8日(土)～10日(月)の資料館の閉館時刻を通常17時30分を20時に延長し、更に学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来館した場合には、開館時間を早めるなど来館者のために弾力的な対応を行った。

カ 21年度の集客数は52,000人以上の目標に対し、ゴールデンウィーク中の語り部の配置による積極的な集客対策により、前年の同期間と比べ入館者が663人増となった。8月の新宿西口広場イベントコーナーにおける平和祈念展の成功による終戦記念特別企画展の資料館入館者が昨年の同期間と比較して1,676人増加、と5月～8月までは、21年度の企画が順調に入館者増と結び付いたが、その間、特設展示コーナー及びミニ展示等の努力を続けたが入館者は増えなかった。2月～3月に資料館で開催した収蔵資料展において語り部等を配置するとともに、ダイレクトメールによる展示会の案内など、更に積極的な集客策を図った結果、同期間の入館者に比べ818人の増加を数年間で、49,268人の入館者を得ることができた。目標値の52,000人に対し94.7%ではあるが、20年度の入館者(48,272人)と比べ、種々の企画により996人(増2.1%)の増となっている。

② 特別企画展

入場者数を3,300人以上とするという目標に対し、開催期間中の入場者数は11,144人と目標人数の3.4倍となっている。開催に当たっては、地元新聞にも大きく取り扱われるなど沖縄県平和祈念資料館で開催された意義は大きいと考えられる。

③ 平和祈念展

入場者数11,000人以上という目標に対し、通行人の多い新宿駅西口広場イベントコーナーで開催するに当たり終戦記念日の8月15日の直前の8月8日～11日であったことから、戦後の新宿の写真や関係者の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオを上映するなど集客に努めたことから、入場者の数は44,520人となり、目標人数の4倍となっている。

④ 地方展示会

法人直轄の「平和祈念展」であり入場者数を5,000人以上とするという目標に対し、11月に広島県呉市「呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)」で開催された平和祈念展は、6月に新型インフルエンザのために中止となった「神戸展」に代わるものであり、神戸と広島では地域性を考慮すれば展示資料の差し替えが必要であり、準備期間がタイトであったにもかかわらず、多角的に広報を実施するなど、また館側の協力もあり、開催期間中の入場者は13,464人と目標人数の2.7倍となっている。

年度途中での開催地の変更や展示資料の差し替えなどの艱難な中で目標を積極的に達成している。

⑤ アンケートの実施

アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るという目標に対し、展示資料館は80%、特別企画展(沖縄展)は90%、平和祈念展(新宿西口展)は91%、地方展示会(広島展)は94%とアンケートを答えた者の8割以上の方々から「満足した」との回答を得ている。

⑥ 関係資料の貸出し

関係資料の貸出しを積極的に行うという目標に対し、21年度の貸出し先は12自治体等で資料点数727点であり、20年度は9自治体等607点と比べ積極的に貸出しを行っている。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲性による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。

「効率性」

各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織を持たない法人が関係団体と協力することにより地方で展示会を10回開催したことは、地方都市に在住の国民にも「関係者の労苦に理解を深めて頂ける」ということを効果的に実施しているものと認められる。

「有効性」

| | | |
|--------------------------|----------|---|
| | | <p>法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。</p> <p>さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。</p> |
| <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方</p> | <p>B</p> | <p>法人は資料等の在り方の検討状況を踏まえ、円滑な移行等のため移管作業を適切に進めるとの目標に対し、実物資料14点については、実物資料用の「資料データ管理システム」にデータ入力を実施し、図書資料61点についても「図書システム」にデータ入力を実施し、また、保管図書920点の「図書システム」データとの確認業務を実施するなど、平成20年度にナカシャクリエイテブ(株)に委託して実施した所蔵資料等の整理業務の報告書の分類に沿って、データ整理を着実に実施した。展示資料の中で棚卸しされていないものや、資料の中で契約関係や権利関係が整理されていないものや不明なものがあるが、「目標を概ね達成した」と評価できる。</p> <p>「必要性」 関係者等から寄贈等された実物資料等は寄贈者本人のみならず過去の事実を伝える貴重なものであり、これらを後世に引き継ぐ責務は当法人に課せられた責務である。そのために預かった実物資料のデータを整理することは必要なことである。</p> <p>「効率性」 実物資料のデータを整理するに当たり、現物と目録との突き合わせ、データ入力などに、平成20年度にナカシャクリエイテブ(株)に委託して実施した所蔵資料等の整理業務の報告書の提案を活用するなど、民間企業のノウハウを有効に活用したことは評価できる。</p> <p>「有効性」 「所蔵資料等の整理業務」後に寄贈された実物資料及び図書資料の適切な整理、図書の棚卸し、ネット資料館の実物資料の画像の撮影及び画像整理の追加は移管のための資料整理に有効な手段である。</p> |

| | | |
|-------------------------------|-----------|--|
| <p>(5) インターネット資料館の構築</p> | <p>AA</p> | <p>基金では、資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開する手段として、平成21年度にインターネット資料館を構築するという目標に対し、基金自身が展示資料館とインターネット資料館に対し明確な違いと必要性を認識していることからネット資料館を構築するに当たっては、①今次の大戦の悲劇と労苦②平和祈念展示資料館早わかり③展示資料一覧④ビデオライブラリー⑤中学生・高校生コーナーの整理ができています。また、ネット資料館構築業務に当たり職員が業者任せでなく以下の取組を行った。</p> <p>①PTを設け4月から9月下旬にかけて週1回から2回の割合で30回以上の打合せ会を開催し、仕様書等の作成の検討を行っている。</p> <p>②用語解説書の作成に当たっては外部の有識者に依頼するなどの手続きをしている。</p> <p>③業者決定後は、進捗状況及び内容チェックを含め20数回の調整会議を開催している。</p> <p>④中央区の平和祈念バーチャルミュージアムを視察し、担当者との意見交換会を実施するなど参考意見を聴取している。</p> <p>⑤保管している実物資料に関して、ネット資料館の実物資料の画像として使用できるように、順次、撮影及び画像整理を基金自らが実施するなど将来に向けての拡張準備も行っている。</p> <p>このように、展示資料館を更に拡大した状況で国民に公開することにより、直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である。</p> <p>このようなインターネット資料館を構築、運用開始できたことは、その構成内容から見ても「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」 インターネット資料館を構築することは、平和展示資料館に来館できない国民に対する行政サービスの観点から必要である。</p> <p>「効率性」 インターネット資料館を構築することは、平和展示資料館に来館できない人が、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「引揚者」の労苦に理解を深めていただくのに効果的であり、評価できる。</p> <p>「有効性」 インターネット資料館は、平和展示資料館に来館できない人にとって、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「引揚者」の労苦に理解を深めていただくのに有効な手段である。</p> |
| <p>2 調査研究 (1) 労苦の実態把握</p> | <p>A</p> | <p>基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うとの目標に対し、戦後強制抑留者の労苦の実態の総集編を作成するため、20年度に引き続き、(財)全国強制抑留者協会に委託し、これまで作成した「平和の礎」の1巻から19巻を基に、抑留者が従事した作業(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)別に労苦の実態等を取りまとめたことは、研究成果の取りまとめが完了したこととなり、「目標を十分達成」と評価できる。</p> |

| | | |
|-------------|---|---|
| | | <p>「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。 特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p> <p>「効率性」 地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」 関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。</p> |
| (2) 外国調査の実施 | A | <p>基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うという目標に対し、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料(7,918点)について、目次を作成し電子データ化(PDF形式)を図った。また、目次は収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文(露文)が判明できるように整理を行っており、「目標を十分達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」 基金の資料を総務省に引き継ぐことから、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、資料の活用から必要なことである。</p> <p>「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、関係国の公的機関が保有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。</p> |

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等
(1) 記録の作成・頒布

A

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、年度計画の目標を「十分達成した」と認められる。

①総合データベースの構築
『平和の礎19』(134件)の電子データ化を効率的に推進するとの目標に対し以下のとおりの措置を講じている。
・『平和の礎19』(134件)の取り込みを完了している。
・総合情報データベースシステムのうち、「資料データ管理」システムについては、移管用データとして資料の保存状況、年代情報、材質、複製等の情報が整理している。
・「図書」システムについて、倉庫に保管している図書(920冊)について棚卸し(登録リストとの照合)を行い、データの整備を行っている。

②調査研究の成果の出版等
これまでの研究の成果を基金解散後において活用できるよう電子化するとの目標に対し、『平和の礎』(1巻～19巻)として電子データ化が完了し、これらをインターネット資料館において公開したこと。

③出版物の活用
出版物及び基金制作の啓発ビデオ映像について積極的活用を図るとの目標に対し、以下のとおりの措置を講じている。
・図書コーナーに法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。
・証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置している。
・啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。
・戦争体験者の労苦の記録としての『「平和の礎」選集3』及び漫画『遙かなる紅い夕陽』を前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布している。

「必要性」
記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」
法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

「有効性」
国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

(2) 講演会等の実施

A

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を十分達成」と認められる。

① 講演会等の開催

収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を300人以上とするという目標に対し、札幌のフォーラムでは230人、東京のフォーラムでは306人となった。

札幌のフォーラムは、講演者の板東英二氏(引揚体験者)と3問題の体験者及び高校生ビデオ制作出展校の高校生との交流があり、3問題の体験談に対し生島氏の司会と田久保忠衛氏が解説をされ、平和の必要性について理解を深めることができた。

東京のフォーラムにおいては、黒沢、小菅両教授が体験者の体験談をより参加高校生にわかりやすく解説し、第2部の高校生ビデオ制作コンクールにおいては、その主旨がよく理解されていることは、評価できる。

このほか、地方で講演会を3回開催するという目標に対し、講演会を金沢市において9月に開催したが、新型インフルエンザの影響で地方での開催を断念している。その代わりに、平和祈念展示資料館で講演会「資料が語る体験者の想い」を3回開催した。

また、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に開催するという目標に対し、札幌市及び東京で開催したフォーラムにおいて「校内放送番組制作コンクール」に参加した高校生を直接フォーラムに参加させたこと。

なお、フォーラムの来場者にフォーラムの印象についてアンケートを徴したところ、札幌市では、来場者の54.8%に当たる126人から回答を得、そのうちの88.9%の来場者は好意的に受け止めた。東京のフォーラムでも同様に来場者の49.3%に当たる151人から回答を得、そのうち81.5%の来場者は好意的に受け止めたこと。

② 労苦を語り継ぐ集いの開催

「語り継ぐ集い」を今期15回以上開催するとの目標に対し、26回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は評価できる。

③ 校内放送番組制作コンクールの開催

第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するなど参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から33の高校(前年比2校増)が参加し55作品(前年比4作品増)の提出を得たことは、評価できる。

東京で開催した平和祈念フォーラム2009(東京)と校内放送番組制作コンクール表彰式を同時開催したことにより、校内放送番組制作コンクール経費を削減した。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、東京で開催したフォーラムと校内放送番組制作コンクール経費の削減に努めている。

なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

| | | |
|---------------|---|--|
| | | <p>国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、平和祈念ビデオ制作を通じて平和の尊さ、戦争の悲惨さを学び、その作品を発表する場を設けるなど、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で有効な施策と認められる。</p> |
| (3) 語り部の積極的活用 | A | <p>「語り部」を積極的に活用するとの目標に対し、</p> <p>① 「語り部」を年間延62人配置(目標年間延60人)更に「総合語り部」を年間延べ148人配置していること。</p> <p>② ゴールデンウィーク及び2・3月の収蔵資料展において入館者からの大きな関心と評価を得ていること。</p> <p>③ 小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ37クラス、1,148人(前年度比21人増)に対し、本人の当時の経験を紙芝居にするなど、子どもたちに積極的に「語り部」が対応していること。</p> <p>これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 「語り部」の積極的な活用は、国民の理解を深め、後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で意義が深いと認められる。</p> <p>「効率性」 「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。</p> <p>「有効性」 単に資料を展示するだけでなく、「語り部」がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。</p> |
| (4) 催し等への助成 | A | <p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施、関係者の高齢化が進む中、7地域7班計57名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ48人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」</p> |

| | | |
|---|----------|--|
| | | <p>関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」 全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p> |
| <p>4 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施</p> | <p>A</p> | <p>特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて、新聞広告、ラジオ広報、都道府県、市区町村の広報誌に掲載し、また、基金のホームページへ掲載する等できる限りの広報をするとともに、過去に書状等の贈呈を受けた者に対しては特別記念事業の実施の「お知らせ」(お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封)を送付し、個別に特別慰労品の請求を直接促すなど、1人でも多くの方に請求していただくように働きかけをしている。その結果、受付件数は328,018件、認定件数は316,365件となった。</p> <p>なお、非認定(11,653件)は、重複申請又は遺族からの請求等であった。</p> <p>特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられた。</p> <p>これらの結果により、「目標を十分達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> |

| | | |
|-------------|---|---|
| | | <p>「効率性」 過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ特別慰労品の請求手続きを行っていなかった者(67万6千人)に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化迅速化にも繋がり、業務運営の効率性が図られたと認められる。</p> <p>「有効性」 特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられたことは、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p> |
| (3) 標準期間の設定 | B | <p>審査期間(3か月)内に処理するという目標に対し、標準的な審査期間が書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件は1か月、お知らせを受けて請求した者は3週間、それ以外の者は3か月とするとの目標に対し、それぞれ「1月以内」及び「3週間以内」は100%、審査期間が3月以内のものについては恩給欠格者からの請求に係るものは84%、戦後強制抑留者からの請求に係るものは91%となっている。</p> <p>一方、引揚者からの請求については、 ① 「初めての請求」が21年1月から3月の間の合計が35,067件となったこと(これは20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当) ② これらの請求者は、ア 引き揚げ当時幼児であったため、引き揚げ時の記憶が定かではないこと。イ 現在ご本人が高齢により、記憶が薄れていることから、請求書の記載内容に不備のものが多くあった。</p> <p>また、これらの不備のある請求書については、申請者本人に電話又は文書等により照会し、補完した上で審査を進めたことから、審査期間(3か月)内に処理ができた件数が、29%に止まったものである。</p> <p>以上の理由からすれば、審査期間内に処理できなかったことについて、相当の理由が認められるものの、これらの結果により、「目標を概ね達成した」と判断できる。</p> <p>基金が取った措置は、より多くの対象者が贈呈を受けられるための措置であったが、評価は評価基準の「B」と判断せざるを得なかった。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求について、請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈することは、基金の重要な業務であり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間を決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、有効な施策と認められる。</p> |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| | | <p>「有効性」 特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確な運営に資する有効な施策と認められる。</p> |
| (4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 | A | <p>慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手するという目標に対し、法人は、必要に応じて慰霊碑建設検討委員会を開催し、慰霊碑のデザインコンペを行い、慰霊碑2基及び慰霊碑広場のデザインを決定し、22年7月末の完成に向けて業務を着実に進めていることは、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留及び引揚げに伴う死没者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 慰霊碑の建立に向けて法人の解散までの短期間の中で、総務省等関係機関との連携を取りながら調整を進めることは、事前準備のため検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」 慰霊碑の建立は、亡くなられた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。</p> |
| 5 その他の重点事項 (1) 効果的な広報 | A | <p>国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、法人では、広報用デザインとして水木しげる氏のイラストを更にアニメ調の柔らかい画風に工夫したり、新規として「新宿ウォーカー」への掲載など若年層への広報、教員等教育関係者への対応、中学・高等学校の校外学習担当教諭宛にパンフレット等を送付、リピーターにダイレクトメールで企画展等の周知等きめ細かな広報の充実を図るなど積極的な措置を行ったことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 基金における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をもち、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 広報業務の実施にあたり、車額広告のように一つの広報で複数の目的(常設展と特別展)をもって実施するなど、また年間割引の適用(交通広告)など経費を効率的に使い費用節約の工夫を行っている。</p> <p>「有効性」</p> |

| | | |
|---------------|----|--|
| | | <p>広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p> |
| (2) ホームページの充実 | AA | <p>ホームページのトップ画面をリニューアル制作し、より検索しやすい画面構成にするなどホームページ利用者の利便向上を図るとともに、「基金記録史(設立経緯版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、「インターネット資料館の構築」をしたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を上回る約92万件のアクセスがあったことから、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」 ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。</p> |

| | | |
|--------------------|---|---|
| | | <p>「効率性」</p> <p>近年のパソコンの普及率上昇は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心に置いたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、ウェブ上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実が効率的な業務遂行に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。</p> |
| (3) 地方公共団体との連携強化 | A | <p>特別慰労品を贈呈を速やかに行えるよう、地方公共団体との連携を図るという目標に対し、地方公共団体との緊密な連携を確保し、特別記念事業審査事務が完了したことは、「目標は十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>地方公共団体の協力を得て、特別記念事業の軍歴確認が行われており、円滑な事業の推進には、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」</p> <p>地方公共団体の協力を得て、申請者の陸軍軍歴等の確認が円滑に行えるもので、効率的な業務運営が可能となっていると認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力を得て、申請者の陸軍軍歴等の確認が円滑に行えるもので、地方公共団体との連携強化が有効である。</p> |
| (4) 関係資料館とのネットワーク化 | A | <p>全国14の資料館との連携に努めるという目標に対し、21年度は特別企画展として、初めて沖縄県の沖縄県平和祈念資料館と連携し、また、直轄の地方展示会は当初平和祈念展(神戸展)として姫路市平和資料館と連携して展示会の準備を行った。神戸展は新型インフルエンザのため中止となったが、その代替りとして呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)と連携を取り、それぞれが多数の集客を得ており、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>また、それぞれの館長及び職員と基金の理事長及び職員が事業の実施を通じて連携を深めたことは、今後の業務において意義が深いものとする。</p> <p>特別企画展 沖縄県平和祈念資料館(21. 5. 14~5. 24 11日間) 11, 144人(目標 3, 300人) 3. 4倍 地方展示会 呉市海事歴史科学館 (21. 11. 18~11. 23 6日間) 13, 464人(目標 5, 000人) 2. 7倍</p> |

| | | |
|--------------|---|--|
| | | <p>「必要性」 平和を祈念するとの共通の目的の下連携を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは地方組織を持たない法人にとって、地方展を成功させるために必要である。</p> <p>「効率性」 平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 運営目的が類似している資料館の担当者間と連携し協力体制を確立することは、地方組織を持たない法人が主催する展示会を成功させるには、有効な施策である。</p> |
| (5) 職員の雇用問題 | — | <p>雇用確保の働きかけを必要とする職員(展示・フォーラム担当)が、平成20年度末(21年3月31日付け)で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象となる職員がいなくなったことから、評価は不可能と考えられる。</p> <p>「必要性」 —</p> <p>「効率性」 —</p> <p>「有効性」 —</p> |
| (6) 基金記録史の作成 | A | <p>基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し法人のホームページに掲載するとの目標に対し、「平和祈念事業特別基金の設立の経緯等編」を法人のホームページに掲載できたことは「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実態を後世に伝えることは、国としての責務であり、そのために法人のこれまでの実績をまとめることは、必要な業務である。</p> <p>「効率性」</p> |

| | | |
|---------|-----------------------------|--|
| | | <p>恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実績をまとめ、慰藉事業の実施機関である基金のホームページに掲載することは、広く国民一般に周知する手段として効率的であるといえる。</p> <p>「有効性」 基金解散が法定され、これまでの基金の収集した資料等の記録及び法人の記録史を残すことは、後世に記録をきっちり引き継ぐこととなり、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効である。</p> |
| | (7) 書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化 | <p>—</p> <p>書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐため、CD-R化を行うという目標に対して、総務省との調整の結果、認定原議の申請書等の現物を保管することとなった。このように執行形態が変更になったことにより評価することは不可能と考えられる。ただし、変更後に、法人職員自ら認定原議のリストを作成し、整理したことは、経費の節減をしつつ代替措置も完了しており、「目標を大幅に上回って達成した」という評価に相当する活動である。</p> <p>「必要性」 —</p> <p>「効率性」 —</p> <p>「有効性」 —</p> |
| 財務内容の改善 | 第3 予算、収支計画及び資金計画 | <p>A</p> <p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約411百万円、年利換算で2.04%を確保するなど堅実な資金管理に努めている。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>なお、運営費交付金債務の執行率が78%と低く、また当期総利益が140百万円発生しているが、これは事務体制の見直しや一般競争入札の徹底等による企業努力の結果によるものであり、妥当なものと考えられる。</p> <p>「必要性」 基金の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された200億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p> <p>「効率性」</p> |

| | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|--|
| | | | <p>基金に許されている運用範囲の中で、年利換算で2.04%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大であるとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。</p> <p>「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、基金の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。</p> |
| その他 | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | | |
| | 1 施設及び設備に関する計画 | — | |
| | 2 人事に関する計画 | A | <p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。 これらの研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分に達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p>「効率性」 研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p> |
| 3 業務運営に関する事項 (1) 環境対策 | A | <p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進した。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙げられていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。 また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」</p> | |

| | | |
|----------|---|---|
| | | <p>「国等による環境物品等の調達に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。</p> <p>環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>「国等による環境物品等の調達に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。</p> |
| (2) 危機管理 | A | <p>危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p>「有効性」</p> <p>資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p> |
| (3) 職場環境 | B | <p>メンタルヘルスについて管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、人事院のガイドブックを役職員へ供覧周知を行うなど、また、指針の周知や担当者の配置など、問題発生を未然に防ぐための措置をとっている。ただし、セクシュアル・ハラスメントへの対応においては、職場環境に配慮した措置をさらに徹底することが求められる。そのため、全体としては、「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p>「有効性」</p> <p>職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p> |

| | | |
|----------|---|--|
| (4) 内部統制 | A | <p>内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備するとの目標に対し、</p> <p>(1) 理事長のリーダーシップを発揮するための体制整備が確立していることは評価できる。それは、連絡会、理事会、役員会でのボトムアップ、トップダウン方式による組織の活性化が維持できる仕組みとなっており、一種の相互牽制システムでもあり、特に役員会、理事会は理事長の召集により、理事長が主宰する形式の会議となっており、理事長の強いリーダーシップのもとで運営されていることは、ガバナンスの仕組みが確立されていると評価できる。</p> <p>(2) 特に予算執行のアクション・プログラムに関する取組みについては、徹底した執行管理が可能であり、毎月の契約状況の報告や監事の意見表明についても理事長、理事とは別の立場から発言され、資金管理についても10月の役員会において、資金運用の在り方で運用益440万円の根拠について説明を求められるなど関心をもって発言されるなど監査体制が機能しており、評価に値する。</p> <p>(3) 内部統制の面からも理事長の下、組織が一丸となって予算執行に対応している仕組みが、当期総利益1億400百万円や利益余剰金6億21百万円の決算からもわかる。これは徹底した予算執行管理が行われていることが認められた証であり評価できる。</p> <p>(4) 金融資産について、200億円の出資金等について譲渡性預金や有価証券での運用について、金融情報等を調査し、入札により実施するなど運用益も出しており、財務的にも統制がとれた組織として評価に値する。</p> <p>(5) 更に、法人が所有する個人情報について、法人独自の規定に基づき漏えい滅失又は毀損の防止その他適切な管理に努めていることは、評価できる。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p> |
|----------|---|--|

平成 21 事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書(案)

平成 22 年 8 月 2 日

総務省独立行政法人評価委員会

平和祈念事業特別基金分科会

第2次中期計画21年度業務の実績に関する項目別評価調書（案） 目次

平成22. 8. 2 現在

| | 頁 | | 頁 |
|--|----|---------------------------------|----|
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | ③引揚者に対する慰労品の贈呈 | 58 |
| 1. 業務経費の削減 | 1 | (2) 標準期間の設定 | 60 |
| 2. 外部委託の推進 | 5 | (3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 | 63 |
| 3. 組織運営の効率化 | 7 | 5 その他の重点事項 | |
| 4. 随意契約の見直し | 9 | (1) 効果的な広報 | 65 |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | (2) ホームページの充実 | 68 |
| 1. 資料の収集、保管および展示 | | (3) 地方公共団体との連携強化 | 70 |
| (1) 資料の収集 | 12 | (4) 関係資料館との連携 | 71 |
| (2) 資料の保管 | 16 | (5) 職員の雇用問題 | 73 |
| (3) 資料の展示 | 19 | (6) 基金記録史の作成 | 74 |
| (4) 基金解散後の資料等の在り方 | 33 | (7) 書状贈呈事業及び特別記念事業の 認定原議の電子化 | 75 |
| (5) インターネット資料館の構築 | 35 | 第3 予算、収支計画および資金計画 | 76 |
| 2. 調査研究 | | 第4 短期借入金の限度額（計画はない） | 78 |
| (1) 労苦の実態把握 | 39 | 第5 重要な財産の処分等に関する計画（計画はない） | |
| (2) 外国調査の実施 | 40 | 第6 余剰金の使途（計画はない） | |
| 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 | | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | |
| (1) 記録の作成・頒布 | 42 | 1. 施設及び設備に関する計画（計画はない） | 79 |
| (2) 講演会等の実施 | 45 | 2. 人事に関する計画 | 80 |
| (3) 語り部の積極的活用 | 50 | 3. その他業務運営に関する事項 | |
| (4) 催し等への助成 | 53 | (1) 環境対策 | 82 |
| 4. 特別記念事業等 | | (2) 危機管理 | 84 |
| (1) 特別記念事業の実施 | 56 | (3) 職場環境 | 85 |
| ① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 | 57 | (4) 内部統制・ガバナンス強化 | 86 |
| ② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 | 58 | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|--|---|--|
| 中期計画の該当項目 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務経費の削減 | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| <p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(事業費(特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く)、管理費及び人件費の合計)について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下(通年ベース)とする。 また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する。(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)</p> <p>(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p> | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (1) 業務経費の削減 | 業務経費(特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く)全般の削減については、業務運営の効率化を進め、更なる節減に努める。 | <p>○ 経費の削減</p> <p>平成21事業年度の業務運営に係る経費総額(決算額)は798百万円であり、平成19事業年度の総額(決算額)1,264百万円と比較し、△466百万円の減額、率にして63.1%となっている。</p> <p>なお、平成21年度の予算額は1,105百万円であり、決算額は798百万円である。うち人件費が166百万円で事業経費の執行額は632百万円であり、執行率は72.3%となっている。</p> <p>① 20年度に増して徹底的な一般競争を実施したことにより、職員の仕様書作成、進行管理等の負担は増加したが、約94百万円の節減が可能となった。</p> <p>② 申請書類の電子化等において、電子化中止の見直し判断の基に、リスト作成、申請書類の指定倉庫への移管等を職員が実施することにより経費を節減したり、解散広報の中止などにより約68百万円の業務見直しが可能となった。</p> <p>③ 理事長交代に伴う非常勤化及び職員の機動的な配置に伴う削減等により32百万円の減額が可能となった。(役員報酬△7百万円、職員給与△20百万円)</p> <p>なお、参考ではあるが、中期計画においては、最終年度(平成22年度を通年ベースに換算)の割合を19年度の75%以下とするとしており、平成22年度の年度計画において、中期計画を達成するための節減額(△33,868千円)を留保した事業計画474百万円(通年ベース948百万円)としており、目標達成を見込んでいる。(2頁参考枠を参照)</p> |

(2) 給与水準について

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。

単位:百万円 参 考

| | 19年度決算 (基準) | 20年度決算 | 21年度決算 | 22年度予算額 | 508 |
|-------------|----------------|--------|--------|--------------------|------------|
| 経費総額(決算額) | 1,264 | 965 | 798 | 中期計画達成の ための節減額 | 34 |
| 対19年度比較増△減額 | | △ 299 | △ 466 | 改予算額 | 474 |
| 対19年度比較増△減率 | | △ 23.7 | △ 36.9 | 22年通年ベース 対19年度比 | 948 75% |
| 対19年度比(%) | 100 | 76.3 | 63.1 | | |

○ 具体的な効率化策

21年度の具体的な効率化策としては、次に掲げる業務を企画競争から一般競争に移行したことによる。

- ア 特別企画展・平和祈念展の会場設営等業務
- イ 高校生平和祈念ビデオ制作コンクール運営等業務
- ウ 「語り部」学校派遣業務

○ その他

基金では、主たる事務所として総務省第二庁舎を平成19年7月から、また、平和祈念展示資料館の設置場所として新宿住友ビルを平成12年から賃貸している。

主たる事務所については、以前は資料館と同じ新宿住友ビルを賃貸していたが、経費の削減を図るため、第二庁舎に転居している。使用面積は、役職員30名に対し370㎡となっている。

平成21年度人件費額は166百万円で、平成17年度の196百万円と比較して30百万円の減額、率にして15.4%の削減となった。これは、20年度に引き続き21年度も基金がスタッフ制の体制である利点を最大限に生かし、業務の見直し調整を行うことにより、21年4月～10月期は3名、11月～翌年の3月期までは2名の定員を下回る減員体制で業務を執行することができたことが、主な要因として考えられる。

また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)についてみると、21年度は110.8(20年度116.8)で昨年度より6.1の減となっている。100を越えているのは、法人の事務所が東京都特別区のみならず所在すること及び対象職員数が10人と少ないため、国の平均対象者約16万人(行政職俸給表(一))と比べると職員個々の諸手当の増減が指数の数値変動に大きく影響することが、主な要因として考えられる。年齢、地域を勘案した指数は97.5、年齢、地域、学歴を勘案した指数は94.0となっている。

現在、基金は原則として独自に職員の採用は行っておらず、国との人事交流により人事異動を行っており、ラスパイレス指数はその結果に左右される。

しかしながら、人件費総額の抑制については、書状担当から展示フォーラム担当の配置換え等業務体制の見直し等を積極的に実施することにより、21年度末においては、中期目標の4.5%に対し、5.2%を達成しているが、22年度においても積極的に推進することにより、定員18人に対し現員13人としており、目標達成が見込まれている。

| 定員 | 名 | | | |
|----|-------|-------|--------|-------|
| | 20年4月 | 21年4月 | 21年11月 | 22年4月 |
| 18 | 16 | 15 | 16 | 13 |

平成21年12月22日付総官特第130号で要請のあった「貴法人の職員の給与等の水準の適正化について」は下記のとおり適切に対応した。

- ①独法独自の諸手当については、該当は無い。
- ②法定外福利費の支出については、健康診断及び医薬品購入等の国民の理解を得られるものみに支出し適切に対応した。(レクリエーション経費、慶弔見舞金に対する支出は行っていない。)

| | 人件費決算額 (千円) | 対17年度増 △減額(千円) | 対17年度比 (%) | 通算 (%) |
|------|----------------|-------------------|---------------|-----------|
| 17年度 | 196,690 | | | |
| 18年度 | 200,828 | 4,138 | 2.1 | 2.1 |
| 19年度 | 197,891 | 1,201 | 0.6 | 1.4 |
| 20年度 | 180,590 | △ 16,100 | △ 8.2 | △ 1.8 |
| 21年度 | 166,409 | △ 30,281 | △ 15.4 | △ 5.2 |

| | | | |
|---------------------|------|--------------|------|
| 当該業務に係る事業経費 | 一 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16 名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |

■ 評価結果の説明

業務経費については、平成19年度決算に対し、平成22年度の半年分の決算額を年間換算した場合、その額を75%以下とする。また、人件費については、平成17年度決算額に対し、平成18年度から平成22年9月末までの4年6月間において4.5%以上削減すること及び給与水準については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与水準等の見直しを行うという目標に対し、

平成21年度の業務経費は798百万円であり、平成19年度業務経費1,264百万円と比較して63.1%の執行となっており、大きく目標を達成している。この根拠は概ね以下のとおりである。

- (1) 国の指導に基づく徹底的な一般競争の実施を図ったことによる節減が約94百万円
- (2) 予算執行のアクション・プログラムに基づく予算執行管理による業務の見直し等による節減が約68百万円
- (3) 職員の機動的な配置等に伴う削減及び理事長交代に伴う非常勤化経費の減額が約32百万円
- (4) 主たる事務所として総務省第2庁舎の国有財産を使用しており、役職員30名で370㎡と十分効率化が図られている。

更に参考として、独立行政法人通則法第31条に基づく総務大臣に提出する平成22事業年度の事業計画の収支予算において、平成19年度決算の75%以下を確約すべく支出予算が決定されており、目標の達成が見込まれている。

また、人件費については、平成21年度の決算額は166百万円であり、平成18年度以降の4年間での削減率は5.2%となっており、目標の4.5%を大きく上回って達成している。その理由は、前年度末(平成21年3月)と比較して減員△1人体制が7か月間続いたこと及び理事長の交代に伴う非常勤化による減額である。

対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を換算したもの)は110.8である。これは当法人のラスパイレス対象職員が10名と少なく、事務所が東京都の特別区に所在しており、地域手当の18%が影響しているものである。しかし、年齢、地域を勘案した指数は97.5、更に学歴を勘案すると94.0となっている。なお、現在、基金は原則として独自に職員の採用は行っておらず、国との人事交流により人事異動を行っており、ラスパイレス指数はその結果に左右される。

以上のことから「業務経費の削減」については、目標を上回って達成している。その達成の在り方については、受動的なものも一部見られるが「目標を十分達成した」と認められる。

「必要性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。

「効率性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。

「有効性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|--|--|--|------|
| 中期計画の該当項目 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 外部委託の推進 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| 外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| 外部委託の推進 | 外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。 | <p>基金の主要業務である慰藉事業については、基金が直接実施しなければならない事務・事業を除き、業務内容が専門的であり外注することが効率的な業務について外部委託を推進し、効率的効果的な事業の実施を図ることにより職員の知識の活用によるコスト削減や業務強化に努めてきたところである。</p> <p>なお、21年度に外部委託した「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」は、石碑製作と苑地整備工事のためのコンサルティング業務であり、その専門性から環境省の協力を得ながら、外部発注(企画競争)によってその業務を推進したものである。</p> <p>また、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」については、より国民にわかりやすいネット資料館の構築を目指すとともに、字幕、編集、資料などに間違いが許されないことから平和祈念バーチャルミュージアムを運営している東京都中央区役所への訪問、内部のPTの編成、30回を超える打ち合わせ、CIO補佐官の助言、入札(一般競争)後の業者との調整などの対応を行った。</p> <p>更に、地方で開催する地方展示会等を実施する集荷、梱包、輸送及び飾り付け等の業務においては、基金がこれまで蓄積した展示手法に関するコア・コンピタンスの活用と委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用し、併せて基金における更なるコア・コンピタンスの蓄積を図ってきている。</p> | |
| 当該業務に係る事業経費 | — 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 11 名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| <p>外部委託することが効率的と認められる業務について、外部委託を推進するとの目標に対し、21年度は新規事業として「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」を企画競争で、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」を一般競争により外部へ委託することにより、コスト削減や業務強化に努めている。また、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう十分に配慮しており、特に地方展示会を外部委託しても、主要業務の展示飾り付けについては、法人のコア・コンピタンスの活用に努めており、また、コア・コンピタンスの蓄積の体制を確保していることから、「目標を十分達成した」と認められる。</p> | | | |

「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

「効率性」

専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。

「有効性」

少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。

基金自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さ、業務運営の効率化に**資するものである。ただ、それらは、外部委託すれば必ずと得られるものではなく、職員同士のディスカッションや勉強、業者との打ち合わせなどお互いの協力関係により、得られるものと考えており、例えば「インターネット資料館」を完成させるまでに26回のPTを開催することにより、職員の資質の向上が図られたと認められる。また、コアコンピタンスの蓄積にも有効である。**

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|--|--|---|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 組織運営の効率化 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| 各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| 組織運営の効率化 | 組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。 | <p>中期計画を達成するために、年度計画の進捗状況を4半期毎にとりまとめ、PLAN(計画)、DO(実施と運用)、CHECK(監査)、ACTION(見直し)のいわゆるPDCAサイクルによる内部統制システム(リスク管理体制)の手法により、役員会において年度計画の進捗状況の報告を行うとともに、理事長等役員からは常に業務量と人員配置について留意するよう指示を受けている。また、毎週開催される連絡会において、各担当の業務内容について進捗状況の報告がなされ、業務全体の把握が可能となるとともに、その場においても必要な指示が出されている。</p> <p>人件費の削減の中で組織の活性化を図るためには、業務体制の見直しと機動的な人員配置が不可欠であることから、21年度は、特別記念事業が終息を迎えている書状贈呈事業担当職員を1名減とし、労苦継承事業として国へ引き継がれる展示資料館事業を担当する展示フォーラム担当職員を1名増とし、3名体制とした。(結果は、展示フォーラム担当に配置されていた基金採用職員が21年3月末に自主退職したため増員措置とはならなかった。)</p> <p>また、展示フォーラム担当職員を直接、資料館で勤務させることにより、職員自身が資料館業務を熟知できる体制としたことから、特別企画展(沖縄展)、平和祈念展(新宿西口展)、平和祈念展(広島展)の企画運営業務をより円滑に実施することができた。</p> <p>更に、11月に1名を増員したことにより、展示フォーラム担当参事を「インターネット資料館構築」の業務等に専念させることが可能となった。</p> <p>また、調査企画担当参事が担当する慰霊碑建設検討委員会の事務については、総務企画担当参事を支援体制に組み入れて協力体制を構築することにより、これらの業務を円滑に実施した。</p> | |
| 当該業務に係る事業経費 | — 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |

■ 評価結果の説明

役員会において、年度計画の進捗状況の報告・把握を行うことにより、組織の運営の効率化をガラス張りとしている。また、組織の活性化、業務の効率化、弾力的な遂行のために業務体制の見直しと機動的な人員配置に努めたことから、展示フォーラム担当が直接的に資料館業務に従事することが可能となった。このことにより、特別企画展（沖縄展）、平和祈念展（新宿西口展）、地方展（広島展）の企画運営業務をより円滑に実施する体制が確保された。

更に、11月に1名増員したことにより、展示フォーラム担当参事が「インターネット資料館構築」の業務に専念することが可能となった。また、慰霊碑建設検討委員会の事務について、総務企画担当参事を支援体制に組み入れて協力体制を構築できた。組織運営の効率化の観点からすれば、役員会への年度計画の進捗状況の報告と計画的な人事配置によって、組織運営の効率化の目標に対し「目標を**十分**達成した」と認められる。

「必要性」

業務体制の見直し、機動的な人員配置を行うことは、組織運営には必要な取組である。

「効率性」

定期的に連絡会を開催し、役員から対処方針の指示が必要に応じて出されることにより、業務運営を効率的に遂行できる。

「有効性」

業務を限られた期間内に処理するために、業務体制の見直しを行うことは、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|---|---|--|
| 中期計画の該当項目 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 随意契約の見直し | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| <p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。</p> <p>なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p> | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| 随意契約の見直し | <p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。</p> <p>なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p> | <p>法人においては、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請に基づいた会計規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置については21年3月31日に改正を行うとともに包括随意契約条項を削除し、少額随契の場合でも見積合わせを実施して調達している。</p> <p>さらに、21年11月17日の閣議において「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」が決定され、これを受けて総務省から11月20日付け総官特第118号により、契約状況の点検・見直しを行う機関を設置するよう要請を受け、法人内部に当基金の監事2人を含め外部有識者を委員長とした独立行政法人平和祈念事業特別基金契約監視委員会を11月30日に設置した。</p> <p>また、22年4月の「随意契約等見直し計画」において、入札公告等の情報については、例えば、一者応札、一者応募の改善策として、当該調達の仕様書を当法人のホームページで公表することを規定し、直ちに実施している。</p> <p>契約手続における適切な審査体制を確保するため、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施している。例えば、予定価格調書は契約担当役の理事決定であるが、入札後の契約締結に当たっての契約書(案)の決定は理事長決裁としている。また、「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月の役員会において、監事に報告・審議し、承認を得る体制を取ることにより、チェック体制を確立をしている。併せて、HPIにて一般競争や随意契約の結果を調達情報として公表するとともに、会計監査人にも契約における内部統制の状態を説明している。</p> |

「物品、役務等の契約締結状況」については、役員会において、監事に報告・審議し、理事長の了承を得る体制を取ることにより、チェック体制の確立を図るとともに、HPにて一般競争や随意契約の結果を調達情報として公表している。

なお、これまで随意契約であったもののうち平成21年度において一般競争に移行したものは、以下のとおりである。

ア ホームページの掲載業務(21年6月)

イ 平和祈念展(東京)の会場設営等業務(21年7月) 等

また、平成18年度の「随意契約見直し計画」後の随意契約の件数の率が66.1%に対し、平成21年度の件数の率は49.1%と随意契約の割合が減り、随意契約金額でも見直し後の77.7%に対し64.1%と随意契約の割合が減少した。随意契約の金額の比率は、平成20年度が47.3%に対し21年度は64.1%と増えているものの、金額で見れば20年度の609百万円に対し21年度は363百万円(主な内訳は、展示資料館の借料関係経費128百万円、及び昨年の分科会において関連法人に係る委託の妥当性について、基金には関係団体との特殊事情が背景にあることから、やむを得ないとして認めた関係団体の(財)全国強制抑留者協会等に対する地方展示会等の委託経費95百万円、事務機器の保守経費17百万円、都道府県への委託経費66百万円等である。)と△245百万円(△40%)を減額しており、十分に見直しを図っている。

平成21年度における契約状況について

| | | 「随意契約見直し計画」 | | | | 平成20年度実績 | | 平成21年度実績 | |
|----------------------------------|---------|---------------|------------------------|---------------|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|------------------------|
| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) |
| | | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | | | | |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (4.8%) 3 | (2.1%) 18,771,290 | / | | / | |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | / | | (9.7%) 6 | (2.4%) 21,874,116 | (29.2%) 19 | (42.8%) 551,042,336 | (37.7%) 20 | (33.2%) 187,993,406 |
| | 企画競争・公募 | (16.1%) 10 | (13.5%) 122,102,306 | (19.4%) 12 | (17.8%) 161,265,423 | (10.8%) 7 | (9.9%) 126,893,859 | (13.2%) 7 | (2.7%) 15,228,800 |
| 随意契約 | | (83.9%) 52 | (86.5%) 785,388,666 | (66.1%) 41 | (77.7%) 705,580,143 | (60.0%) 39 | (47.3%) 608,992,325 | (49.1%) 26 | (64.1%) 363,448,064 |
| 合計 | | (100%) 62 | (100%) 907,490,972 | (100%) 62 | (100%) 907,490,972 | (100%) 65 | (100%) 1,286,928,520 | (100%) 53 | (100%) 566,670,270 |

(注1) ()内は契約全体に占める契約種類別割合を示す。

(注2) 平成20年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(赤買)及び細包発送業務に関する契約(12件、8,098,489,162円)を含まない。

(注3) 平成21年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(赤買)及び細包発送業務に関する契約(11件、1,250,425,445円)を含まない。

| | | | |
|---|------|--------------|-----|
| 当該業務に係る事業経費 | — 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>法人における随意契約の見直しについては、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って当基金が作成した見直し計画に沿って着実に実施されているか。また、一般競争入札、企画競争、公募を行う場合に、競争性、透明性が十分に確保されるなど契約の適正化が推進されているか。また、監事及び会計監査人の適切なチェックを受けることとしている。</p> <p>更に、平成21年11月17日の閣議において「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」が決定され契約監視委員会の設置と「随意契約等見直し計画」の実施が求められた。</p> <p>(1) 平成20年11月14日の総務省の要請による会計規程等の改正・整備、契約関連情報の公表に関しては、平成21年3月31日に措置するとともに包括随意契約条項を削除し、また、少額の競争であっても複数者の見積り合わせを実施するなど着実な改善が見受けられる。</p> <p>(2) 平成21年11月17日の閣議において「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」が決定され、契約監視委員会の設置と「随意契約等見直し計画」についても、外部の有識者2名と基金の監事2名を含む4名の契約監視委員会を発足させるなど迅速・着実な対応は評価できる。</p> <p>(3) また、契約手続における適切な審査体制を確保するため、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合、確認といった内部牽制を実施し、実施契約書関係も契約書締結段階の決裁は理事長の承認を得ており、組織のガバナンスが確立されていると評価できる。</p> <p>(4) 物品、役務等の契約締結状況については、個々の契約に関し連絡会、理事会において執行状況の報告が行われるとともに、役員会において監事の参加のもと報告、審議を経て理事長の承認を得るチェック体制を確立しており、平成21年度において徹底的に一般競争の実施が図られたことは、組織のガバナンスの面で評価に値するものと考えられる。</p> <p>(5) 監事の役員会における活発な発言等による役割の発揮が、組織を活性化させているものと評価できる。</p> <p>(6) また、随意契約の見直し計画においても十分に目的を達成している。</p> <p>以上のことから、平成19年8月10日閣議決定に沿った「随意契約の見直し計画」に基づく取り組みを着実に実施し、その取り組み状況を公表する等の「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>基金の「物品、役務等の契約締結状況」について、毎月開催される役員会において審議し、了承を得、随意契約の状況を把握することは、一般競争入札を推進する上で効果的・効率的である。</p> <p>「有効性」</p> <p>基金の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得ることは、随意契約見直しを行う上において有効な手段である。</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|---|--|--|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| (1)資料の収集 | | |
| <p>① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> <p>② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p> | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| <p>(1)資料の収集</p> <p>① 関係資料の収集等</p> | <p>(1)資料の収集</p> <p>① 個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> | <p>① 21年度の資料収集の方針は、当法人の解散が目前であることから、関係資料のうち、当法人が未収集であって、かつ重要な資料と判断したものとした。その方針に従って、21年度の関係資料の寄贈点数は、「抑留中入院していた病院の敷布の切れ端」を含め14点(寄贈者10人)であった。</p> |

② 寄託から寄贈への切替え

② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。また、寄贈承諾を得られない所有者に対しては、引き続き、寄託の継続を依頼する。

② 寄託から寄贈への切替

寄託者(21年度期首の32人:資料件数349件)に対し、寄贈への切替の協力要請を行ったところ、5人から寄贈承諾を、2人から寄託期間の延長の了解をそれぞれ得ることができた。また、返却の申し出があった1人に対して資料を返却した。

表 寄託者の手続状況

| | 人数 | 改善率 | 資料件数 | 改善率 |
|----------|----|------|------|-----|
| | 人 | % | 件 | % |
| 21年度期首寄託 | 32 | 25.0 | 349 | 7.4 |
| ① 寄贈へ切替 | 5 | 25.0 | 13 | 7.4 |
| ② 寄託の継続 | 2 | | 10 | |
| ③ 資料の返却 | 1 | | 3 | |
| ④ 手続不能者 | 24 | | 323 | |
| うち手続継続 | 24 | | 323 | |

寄贈承諾書がない口頭了解による寄贈承諾者(21年度期首の436人:資料件数1,209件)に対し、文書による寄贈承諾を要請したところ、25人から寄贈承諾書を得ることができた。改善率としては、承諾取得手続者は5.7%、資料件数としては11.9%に止まっている。

表 口頭承諾者の手続状況

| | 人数 | 改善率 | 資料件数 | 改善率 |
|----------|-----|------|-------|------|
| | 人 | % | 件 | % |
| 21年度期首総数 | 436 | | 1,209 | |
| ① 承諾書取得 | 25 | 5.7 | 144 | 11.9 |
| ② 資料の返却 | 0 | | 0 | |
| ③ 手続不能者 | 411 | 94.3 | 1065 | 88.1 |
| うち手続継続 | 59 | | 306 | |
| うち連絡不能 | 352 | | 759 | |

なお、連絡先が判明している手続不能者には、寄託者で寄贈手続要請中の24人(23資料件数)と、口頭承諾者で寄贈手続要請中の59人(306資料件数)がおり、所定も明確であり郵便で書類も発送している。なお、20年度、21年度と2年越しで手続は継続しているが、電話等で連絡すれども対応していただけない状況である。

| | | | | |
|---|---------|---|----|--|
| | | <p>更に、口頭承諾者のうち352人(資料件数759件)は連絡不能者であり、文書による依頼はもとより電話等により2年越しで引き続き協力要請を行ったが振り込め詐欺の影響もあり、電話が着信拒否になったもの、電話にでないもの、電話に出てもすぐに切ってしまうものであり、今後においても寄贈者と連絡を取ることが非常に困難な者である。</p> <p>基金の最終的な措置として、寄託者で寄贈手続要請中の24人の資料323件、口頭承諾者で寄贈手続要請中の59人の資料306件及び口頭承諾者で連絡不能な352人の資料759件については、寄贈の承諾の取得手続を終了することは、極めて困難であり、「手続未済」として所有者から申し出があるまで、基金預かり、とし、当面基金内の決裁で寄贈手続きを終了して、国へ移管出来る状態に整備する。</p> | | |
| 当該業務に係る事業経費 | 1,705千円 | 当該業務に従事する職員数 | 4名 | |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | B | | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中において、これまで未収集の重要な資料を効率的に収集することや、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼するという目標に対し、</p> <p>① 21年度の寄贈資料は、基金が未収集であって重要な資料の収集に限定していることから、「抑留中入院していた病院の敷布の切れ端」など14点と限定されているが、これまで基金が所有していない実物資料であること。</p> <p>② 寄託から寄贈への手続きの切替及び寄贈承諾書のない口頭了解による寄贈承諾者に対しての文書手続きについては、20年度、21年度と2年越しの切替作業を行ってきたが、国への移管を目前にして既に十分に寄贈者に対し誠意を持って対処してきた。これらのことから、寄託から寄贈への切替については「目標を概ね達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」 基金が所有する資料は、関係者に対し慰藉の念を示す重要な資料に加え、総務省に22年10月以降引き継ぐことが決まっていることから、所有権を明確にする業務は必要である。</p> <p>「効率性」 基金の解散を考慮して、21年度はこれまでの未収集の重要資料に限定したことは、実物資料の有効活用と保管コストの費用対効果を考慮すれば、評価できる。</p> | | | | |

「有効性」

基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、基金が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。

さらに、基金が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--------|-------|------|----|------|--------|----|--------|------|--------|----|--------|
| ■ 中期計画の記載事項 | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 資料の保管 基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | | | | | | | | | | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | | | | | | | | | | | | |
| (2) 資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管、保管スペースの充実等 | (2) 資料の保管 総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。 ① 適切な保管 ア 環境の整備 資料整備及び資料の引継ぎに支障を来さぬよう、良好な保管環境を維持する。 | ① 適切な保管 ア 環境の整備 前年度に引き続き、これまで基金に寄贈された12,784件に及ぶ実物資料は、平和祈念展示資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内の約98㎡の倉庫で保管し、11,981冊に及ぶ図書は実物資料とは別に、平和祈念展示資料館資料室、倉庫等で保管している。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度末</th> <th>21年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書資料</td> <td>11,920</td> <td>61</td> <td>11,981</td> </tr> <tr> <td>実物資料</td> <td>12,770</td> <td>14</td> <td>12,784</td> </tr> </tbody> </table> | | 20年度末 | 21年度 | 合計 | 図書資料 | 11,920 | 61 | 11,981 | 実物資料 | 12,770 | 14 | 12,784 |
| | 20年度末 | 21年度 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| 図書資料 | 11,920 | 61 | 11,981 | | | | | | | | | | | |
| 実物資料 | 12,770 | 14 | 12,784 | | | | | | | | | | | |

② 関係資料の適切な保存措置

イ 関係資料の修理等

専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管

必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿の倉庫に保管する。

イ 劣化防止

20年度に再点検を行った資料17,000件について、専門家と連携して、必要に応じて修理等を実施する。
また、希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

イ 関係資料の修理等

21年度に寄贈された14点の実物資料について、その都度現状把握を実施した。

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管

【保存の処置】

- ・紙類は、タウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れ、静電気防止素材のコンテナへ、
- ・木類、金属類、皮革類等の立体物はタウ紙やビニール袋(空気穴あり)に入れ、静電気防止素材のコンテナへ、
- ・軍服等の布類は桐箱へ収納など、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮している。

【保管場所】

- ・昨年に引き続き、美術品保管用の定温定湿倉庫(室温20℃、湿度60%)に保管。
- ・紙類、布類、木類、金属類、皮革類は絵画資料、複製資料とは別に保管。

【燻蒸処理】

基金は、保管する実物資料について、毎年一定の割合で燻蒸処理を実施している。ただし、21年度は、3月29日まで収蔵資料展が続いたため、次年度の5月に実施することになっている。

イ 劣化防止

21年度に寄贈された実物資料14点のうち劣化防止を必要とする紙資料9点について、ランク付け及び再点検の結果、保存状態が著しく悪い資料が見あたらないため、劣化防止処置は行わず、燻蒸処理は22年度に行うこととした。
なお、21年度修理予定の実物資料12点が未修理の状態となっており、22年度に実施する予定である。

| | | | |
|--|-------------------------------|--|----|
| ③ 関係資料の電子データ化 | ③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。 | ③ 21年度は、同年度に寄贈を受けた実物資料14点については「資料データ管理システム」に追加入力を行い、同様に寄贈を受けた関係図書61点については「図書管理システム」追加入力を行った。 これにより、 基金 が所蔵する実物資料は12,784件、関係図書は11,981冊となっている。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 13,480千円 | 当該業務に従事する職員数 | 4名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | B | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>基金は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を講じており、「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>① 適切な保管 基金は、前年度に引き続き、これまでに寄贈された基金所有の実物資料12,784件について、平和祈念展示資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内の約98㎡で電子データに沿って整理し保管し、11,981冊に及ぶ図書は実物資料とは別に、平和祈念展示資料館資料室、倉庫等で保管するなどコスト面でも配慮している。</p> <p>② 適切な保存措置 実物資料については、適切な環境での保存、劣化防止措置といった目標に対し、定温定湿倉庫での保管、積層配列等の必要な諸措置を講じていることは評価できる。</p> <p>③ 電子データ化 21年度に寄贈を受けた全ての関係資料14点について、資料データ管理システムに情報の入力を行ったことは評価できる。</p> <p>④ 燻蒸処理が次年度の5月に実施されたことは、集客策の一環として展示資料館の収蔵資料展開催が3月29日まで開催されたためであり、やむを得ない措置である。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 関係資料を整理することは、資料移管等の効率的な実施に資する。</p> <p>「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、基金が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。 さらに、基金が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、実物資料の適切な管理、効率性、有効活用という面から重要である。</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|--|--|---------------------------|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| <p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、基金解散までの限られた期間ではあるが、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6月間における入館者数を13万人以上とする。</p> <p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。</p> <p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、中期目標の期間の2年6月間における入場者数を4万人以上とする。</p> <p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>⑥ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p> | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、リピーター等に対するアフターケアの充実、21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続する。また、開館時間の弾力化等を行うことにより、入館者数の目標を5万2千人以上とする。

ア 展示内容の充実

特設展示コーナーについては、テーマを決め、展示資料の入替えを計画的に行った。

- ㊦ 21年4月～7月の間「戦場で見せた兵士の素顔」及び「大連からの引揚げ」をテーマに元従軍カメラマン小柳次一氏の写真、松岡康人氏のスケッチを中心に展示
- ㊧ 同年8月～10月の間「水木しげるさんの戦争」、「西村晃氏の戦争」及び「満州・終戦時の混乱」をテーマに写真パネル、絵画、実物資料を展示
- ㊨ 同年11月～22年1月の間「描かれた戦時下の風潮」、「描かれた収容所の生活」及び「漫画家たちの記憶」をテーマに抑留絵画、引揚漫画及び関係資料を中心に展示

イ テーマを持った展示資料の入替え(ミニ展示会)

| 年 月 | テーマ |
|----------------|----------------------------|
| 平成21年7月 | 収蔵資料紹介—語り継ごう戦争体験の記憶— |
| 8月～9月 | 終戦記念特別企画展 |
| 10月～11月 | 収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート1) |
| 平成21年12月～22年1月 | 収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート2) |
| 平成22年2月～3月 | 収蔵資料展 —資料が語る体験者の想い— |

※ 2月19日～3月29日の収蔵資料展の期間中に、語り部の配置及び学芸員による展示資料の説明会を同時に開催した。その結果、期間中の入館者数は4,718人となり、対前年同期間と比べ、818人の増加集客を図ることができた。

ウ 所蔵図書の展示

- ① 21年12月～22年2月の間、寄贈を受けた自費出版等の一般的には入手困難な図書を「図書閲覧コーナー」の一角において、「所蔵図書特別展示会」として公開した。
- ② 来館者に対し、基金出版の引揚漫画「遙かなる紅い夕陽」を年間9,322部頒布し、啓発に努めた。

エ 広報の実施

平和祈念展示資料館の広報は、これまでの交通広告のほか、次のような広報媒体等を活用した。

- ① 広報用デザインの変更
21年度は、4月から車額広告をはじめとして、定着している水木しげる氏のイラストを従来のものからアニメ調の柔らかい画風のものに入れ替え、より親近感をもたれるようにした。
また、7月には「新宿西口展」の情報を入れたデザインを変更し、冬期(1月末～3月末)掲出については、「特別企画展」及び「フォーラム」の情報を入れ、デザインに工夫を施している。
- ② 若年層への広報
「新宿ウォーカー」への純広告及び記事広告掲載。特に、若い男女のモデルを起用し館内見学体験記風の記事広告により20～30代への訴求を図った。
- ③ 教員等教育関係者への対応(小中高校)
「教育新聞」(12月7日号)に特別企画展を中心とした記事の無料広告掲載(発行部数 23万部)を行い、教育関係者へ「平和祈念展示資料館」の周知を図った。
- ④ 小学校高学年への対応
「自由研究テキスト(改定版)」として本文中に写真、地図、データ、イラストの更新を行い、平和祈念展(新宿西口展)で配布し、夏休みの小学生の資料館来館者増を図った。
- ⑤ 新聞による広範囲の広報
1都6県版朝日新聞(3月6日)、読売新聞(3月7日)のそれぞれの朝刊に21年度特別企画展「収蔵資料展」の広報掲載を行った。
- ⑥ 中学・高等学校への対応
全国の全ての国公立中学・高等学校16,089校にパンフレット及びチラシを送付(3月)。これらの資料等は、校外学習教諭宛に直接送付した。

- ⑦ NHK番組広報誌への広告掲出
基金が、使用している「水木さんのイラスト」とNHK朝のドラマ「ゲゲゲの女房」放送開始によりNHK番組広報誌に広告掲載(3月25日号)した。
- ⑧ 外国語対応(展示資料館に常置 外国人来館者に配布)
外国人来館者用に展示資料館に常置している「英文パンフレット」の地図を直して印刷した。同時に、本文中の故小林千登勢氏の和文についても英訳を付すこととした。
- ⑨ 月曜開館の周知
平和祈念展示資料館が「年中無休」であることを周知するために、**20年度から引き続き、基金のホームページで従来休館日であった月曜日について開館とする旨のお知らせを行っている。また、看板、車額広告、各種広告掲載等の広報全般においても、平和祈念展示資料館が「年中無休」であることを周知する広報を実施している。**
- ⑩ ホームページによる展示コーナーの紹介
基金のホームページにおいて、ミニ展示、収蔵資料展等の開催に当たり、開催情報を盛り込んだ内容を紹介している。
- ⑪ 8月の新宿西口広場イベントコーナーで開催された「平和祈念展」に合わせて展示資料館の来館記念スタンプを更新したところ、三角ビルを形取ったデザインが好評を得た。

オ 団体見学者への積極的対応

- ① 団体見学者4,713人のうち、事前に資料館の説明を希望した団体見学者1,181人に対し、語り部、説明員による案内を行った。
- ② 当日急遽説明を希望した来館者、合計279人に対しても語り部、説明員による案内を行った。

カ アフターケアの充実

平和祈念展(新宿西口展)の開催に当たっては資料寄贈者やリピーター等1,546人に開催を案内するダイレクトメールを送付した。また、平和祈念展(広島展)においては689人、収蔵資料展(10月～11月開催)には1,363人、特設展示(11月～1月開催)には1,336人、収蔵資料展(12月～1月開催)には581件(団体宛)、収蔵資料展(2月～3月開催)には1,876人に対し、それぞれ展示会の開催を案内するダイレクトメールを送付し、資料寄贈者等への周知徹底及びアフターケアの充実を図った。

キ 開館日・開館時間の弾力化等

8月8日(土)～10日(月)の資料館の閉館時刻は、平和祈念展(新宿西口展)の開催に合わせ、通常の17時30分を20時に延長した。

また、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めるとともに、利用者のニーズに合わせた開館時間の弾力的な運用に努めた。

ク 入館者実績

21年度の集客数は52,000人以上の目標に対し、ゴールデンウィーク中の語り部の配置による積極的な集客策により、前年の同期間と比べ入館者が663人増となった。8月の新宿西口広場イベントコーナーにおける平和祈念展の成功による終戦記念特別企画展の資料館入館者数が昨年の同期間と比較して1,676人増加するなど、5月～8月までは、21年度の企画が順調に入館者増と結び付いたが、21年5月の新型インフルエンザの大流行により、一般の入館が極端に減少するという現象が資料館にも9月から1月まで顕著に表れた。その間、特設展示コーナーの設営やミニ展示等の努力を続けたが入館者は増えなかった。2月～3月に資料館で開催した収蔵資料展において語り部等を配置するとともに、ダイレクトメールによる展示会の案内など、更に積極的な集客策を図った結果、同期間の入館者数に比べ818人増加し、年間で49,268人の入館者を得ることができた。目標値の52,000人に対し94.7%の実績ではあるが、種々の企画により昨年度よりも996人(増2.1%)の増となっている。

| 年 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 20 | 2,870 | 4,098 | 3,232 | 3,801 | 7,528 | 4,383 | 4,123 | 4,350 | 3,405 |
| 21 | 2,840 | 4,807 | 4,124 | 4,577 | 9,204 | 3,768 | 3,455 | 3,323 | 2,510 |
| | | | | | | | | | |
| 年 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | 達成率% | | | | |
| 21 | 3,116 | 3,413 | 3,953 | 48,272 | 92.8 | | | | |
| 22 | 3,088 | 3,009 | 4,563 | 49,268 | 94.7 | | | | |

② 特別企画展

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を平成21年5月14日(木)～24日(日)の11日間に沖縄県平和祈念資料館(予定)で開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。

② 特別企画展

シベリア抑留と中国引き揚げをテーマにした絵画と漫画の特別企画展を沖縄県平和祈念資料館の協力を得て、初めて沖縄県で開催した。

なお、開催期間中の中高生の修学旅行生を含めた旅行者及び地元住民等の入場者は11,144人となり、目標(3,300人)を大幅に上回る成果を収めた。

また、同会場で平和祈念展示資料館紹介パンフレット、引揚げ漫画「遙かなる紅い夕陽」、平和の礎選集3「戦争体験の労苦を語り継ぐために」を1,720部頒布し、啓発に努めた。

| | |
|------|-----------------------|
| 行事名 | 特別企画展「沖縄展」 |
| 会場 | 沖縄県平和祈念資料館 |
| 会期 | 平成21年5月14日～5月24日 11日間 |
| 入場者数 | 11,144人(目標:3,300人) |

③ 平和祈念展

③ 平和祈念展

平成21年8月8日(土)～11日(火)の4日間に「平和祈念展」を新宿駅西口広場イベントコーナー(予定)で開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

③ 平和祈念展

「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚げ者」の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオの上映並びに出版物及び記念品の配布を行い、この時期に合わせて更新した展示資料館の来館記念スタンプも好評を得た。

| | |
|------|-----------------------------|
| 行事名 | 平和祈念展(戦争の悲惨さ、平和の大切さを知る場として) |
| 会場 | 新宿西口広場イベントコーナー |
| 会期 | 平成21年8月8日～8月11日 4日間 |
| 入場者数 | 44,520人(目標:11,000人) |

なお、8月8日～10日の3日間は、新宿西口広場イベントコーナーの平和祈念展から平和祈念展示資料館への誘導、平和祈念展示資料館の閉館時間を17時30分から20時に延長するなど、同館への集客に積極的に努めたことにより、8月8日～11日の4日間で2,429人の集客を図ることができ、前年の同期間と比較すると1,448人の増加となった。

【展示概要】

- (1) 兵士の労苦コーナー
- (2) 空襲(都内)関係コーナー
- (3) 戦後強制抑留コーナー
- (4) 海外引揚者コーナー
- (5) 戦後の復興コーナー

【ビデオ・シアター】

- ①「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ」(30分)
- ②「語り継ぐ労苦～フィリピン編～」(30分)
- ③「望郷」(30分)
- ④「娘よー満洲編ー」(30分)
- ⑤「第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール優秀作品集」(25分)

【記念品等の配布等】

- ① ポスト・カードの配布(2,000組(3枚1組))
- ② 黒パンの配布(400個)
- ③ ワークブックの配布(800部)
- ④ 引揚げ漫画「遥かなる紅い夕陽」の配布(3,700部)
- ⑤ 「平和の礎(選集3)」の配布(1,120部)

【広報】

- ① ポスター・チラシを東京近郊図書館や学校等へ送付(約64,000枚)した。
- ② 基金HPへ掲載した。
- ③ JR・地下鉄等における交通広告(首都圏を対象とし、6月下旬～8月上旬)を実施した。
- ④ 案内状(DM)を資料寄贈者やリピーター等へ送付(1,546通)した。

④ 地方展示会

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会

平成21年6月4日(木)～9日(火)の6日間に「平和祈念展」を兵庫県神戸市さんちかホール(予定)などで開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会

平和祈念展(神戸展)(6月4日～9日)は、5月16日、新型インフルエンザ患者が神戸市で確認され、その後、発症者が増加したことから、独法の事業として行う「平和祈念展」の開催は感染経路の拡大につながる恐れがあることなどから、止むを得ず中止した。

代わって、11月18日(水)から23日(月)までの6日間、広島県呉市「呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)」の協力を得て、1階大和ホールで「平和祈念展(語り継ごう! 戦争体験の記憶)」を開催した。開催にあたり、新聞、テレビ、教育機関等へチラシ等の配布など、多角的に広報を実施した結果、開催期間中の入場者は13,464人と目標(5,000人以上)を大幅に上回る大きな成果を得ることが出来た。

【展示概要】

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者等の労苦を物語る資料として、写真、体験者が自らの体験を描いた絵画のほか、当時の日記、手帳、手紙、各種証明写真から身の回りの品々までを、①兵士の労苦、②戦後強制抑留者、③海外からの引揚げ等のコーナーに分けて展示するとともに、その労苦の実態を伝えるビデオを上映した。

また、平和祈念展示資料館紹介パンフレット、引揚げ漫画「遙かなる紅い夕陽」、平和の礎選集3「戦争体験の労苦を語り継ぐために」を来館者に頒布した。

- ① 「兵士の労苦」コーナー (主な展示資料)
臨時収集令状(赤紙)、弾除け祈願のチョコッキ、小柳次一氏撮影の写真など。
- ② 「戦後強制抑留者の労苦」コーナー (主な展示資料)
強制連行の写真や絵画、袖無しの防寒外套、手製のスプーンなど。
- ③ 「海外からの引揚げ者の労苦」コーナー (主な展示資料)
オムツで作ったワンピース、宇品港で支給されたチョコッキ、ちばてつや氏ら漫画家たちが、自らの中国からの引揚げ体験を描いた絵画など。
- ④ ビデオコーナー:
恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚げ者の労苦の実態を理解してもらうため、基金で制作した次のビデオを上映した。
(基金制作のビデオ)
 - ①「あなたはこの真実を知っていますか? 戦争・抑留・引揚げ」(3問題)
 - ②「南十字星の下 戦跡に蘇る兵士の労苦」(恩欠)
 - ③「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」(抑留)
 - ④「悲劇と労苦の地、樺太」(引揚)

イ 委託事業の地方展示会

関係団体への委託により全国各地で計画的に開催し、入場者数の目標を17,500人以上とする。

- ⑤ 当法人の出版物である「平和の礎(選集3)」を300部と引揚げ漫画「遙かなる紅い夕陽」を3,010部を頒布し、啓発に努めた。

【広報】

- ① ポスター・チラシを広島県下の公共施設及び小・中学校等へ送付(約106,000枚)した。
- ② 基金HPへ掲載した。
- ③ 案内状(DM)を資料寄贈者及び3団体関係者等へ送付(約700通)した。

イ 委託事業の地方展示会

シベリア抑留者及び恩給欠格者の関係者の労苦に対し、総務省、地方公共団体の後援を得て、地方在住の方々にも理解を深めて頂くため、関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識で全国組織を持った(社)元軍人軍属短期在職者協力協会と(財)全国強制抑留者協会に委託し、地方展示会として平和祈念展を2回(延べ14日)、シベリア抑留関係展示会8回(延べ42日)を開催し、入場者は、延べ14,386人となり、20年度(15箇所、延べ入場者数13,823人)と比べ563人増加し、年度目標の17,500人に対し82.2%の集客を図った。

○(社)元軍人軍属短期在職者協力協会

テーマ:平和祈念展

内容:恩給欠格者の労苦を物語る写真パネルや実物資料を展示

開催場所等

| 期 間 | 日数 | 場 所 | 入場人員 |
|---------------------|-------|----------------------------|----------|
| 21年9月6日(日)~12日(土) | 6日 | 石川県金沢市「ラブロー片町」 | 943 |
| 21年11月15日(日)~22日(日) | 8日 | 宮崎県延岡市「カルチャープラザのべおか多目的ホール」 | 3,553 |
| | 延べ14日 | 2会場 | 合計 4,496 |

○(財)全国強制抑留者協会

テーマ:シベリア抑留関係展示会

内容:シベリア抑留者が帰国後に当時の体験を描いた絵画、実物資料、引揚げ船・収容所の模型等を展示

開催場所等

⑤ アンケートの実施

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図るとともに、アンケート結果を以後の展示内容に適切に反映させる。

| 期 間 | 日数 | 場 所 | 入場人員 |
|---------------------|-------|------------------------|----------|
| 21年6月17日(水)～20日(土) | 4日 | 静岡県沼津市 市民文化センター | 1,200 |
| 21年7月1日(水)～5日(日) | 5日 | 愛知県新城市 市民文化会館 | 1,200 |
| 21年7月8日(水)～12日(日) | 5日 | 愛知県江南市 市民文化会館 | 1,300 |
| 21年7月15日(水)～19日(日) | 5日 | 愛知県西尾市 市文化会館 | 1,280 |
| 21年7月22日(水)～26日(日) | 5日 | 愛知県東海市 市立勤労センター | 1,150 |
| 21年7月28日(火)～8月2日(日) | 6日 | 岐阜県土岐市 土岐津公民館 | 900 |
| 21年8月30日(日)～9月5日(土) | 7日 | 茨城県東海村 東海ステーションギャラリー | 1,360 |
| 21年10月8日(木)～12日(月) | 5日 | 茨城県日立市 日立シビックセンターギャラリー | 1,500 |
| | 延べ42日 | 8会場 | 合計 9,890 |

ア 平和祈念展示資料館

平成21年度は、平和祈念展示資料館入館者総数の6%に当たる2915人からアンケートを徴し、過半数を大きく上回る80%以上の方から「よかった」旨の回答を得た。

また、アンケートに寄せられた要望のうち、「着てみようコーナーのスペースを広くしてほしい」との意見を受けて、外套や軍服を着用できるスペースを設け、来館者の要望に応えた。

イ 特別企画展(沖縄展)

入場者総数の1.9%に当たる209人からアンケートを徴し、回答者の90%の方から「印象深かった」旨の回答を得た。

また、入場者から次のような感想が寄せられた。

- ① 「絵と漫画で表現されていて、わかりやすかった」
- ② 「シベリアや引揚げのことは、あまり耳にしたことがなかったので驚いた」
- ③ 「沖縄の地上戦の苦しかったことは知っていたが抑留者や引揚げのつらさを知ることができた」

⑥ 関係資料の貸出し

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して関係資料の貸出しを積極的に行う。

⑥ 関係資料の貸出し

法人所蔵の資料の貸出しについては、(財)全国強制抑留者協会及び(社)軍人軍属短期在職者協力協会が実施する地方展示会において展示する資料の貸出しや東京都町田市、埼玉県草加市、東京都中野区等が実施する「シベリア抑留」展等の資料の貸出し等であり、貸出し先は12自治体等であり、資料件数は727点である。20年度は、9自治体等607点であった。

ウ 平和祈念展(新宿西口広場イベントコーナー)

総入場者数44,520人に対して1.25%に当たる556人からアンケートを徴し、展示会の「印象」を聞いたところ、90.6%の方から「印象深い」旨の回答を得た。また、「展示物や内容説明の分かりやすさ」の質問については、86.2%の方から「分かりやすかった」との満足した回答を得た。

「平和祈念展を何で知ったか」の質問については、来場者の51.0%に当たる者が新宿西口に来て祈念展のことを知り、そのまま入場している。チラシ、ポスター、車内吊り広告等を見て来られた方は37.3%、住友の展示資料館を訪れて知った方は6.8%となっている。

エ 地方展示会(広島展)

総入場者数13,464人の0.8%に当たる101人からアンケートを徴し、展示会の「印象」を聞いたところ、93.8%の方から「印象深い」旨の回答を得た。また、「展示物や内容説明の分かりやすさ」の質問については、94.8%の方から「分かりやすかった」との満足した回答を得た。

「平和祈念展を何で知ったか」の質問については、来場者の42.1%に当たる者が、会場「大和ミュージアム」に来て祈念展のことを知り、そのまま入場している。テレビ放送・新聞報道を見て来られた方は23.4%、ポスター・チラシ・DMで知った方は20.6%となっている。

| 資料の貸出先 | 資料の貸出先 | 資料点数 |
|-------------------|-----------------|------|
| (財)全国強制抑留者協会 | 21年 6月17日～10月5日 | 89 |
| (株) 天夢人 | 7月 8日～8月12日 | 2 |
| 町田市教育委員会 | 7月28日～8月18日 | 57 |
| 潮書房社光人社 | 8月14日～9月14日 | 22 |
| しょうけい館 | 8月28日～9月30日 | 7 |
| 中国帰国者支援・交流センター | 9月2日(刊行物作成) | 5 |
| (社)元軍人軍属短期在職者協力協会 | 9月 6日～12日 | 196 |
| | 11月6日～8日 | 30 |
| | 11月15日～22日 | 214 |
| 東京都中野区役所 | 10月23日～11月30日 | 32 |
| (社)日本戦災遺族会 | 11月19日～23日 | 13 |
| 日本大学文理学部 | 12月5日～24日 | 19 |
| 埼玉県草加市役所 | 12月 7日～17日 | 40 |
| 愛川郷土資料館(愛川町教育委員会) | 12月11日(複製作成) | 1 |
| 計 | | 727 |

| | | | |
|---------------------|------------|--------------|-----|
| 当該業務に係る事業経費 | 374, 669千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA～D) | A | | |

■ 評価結果の説明

法人では、資料展示のための諸措置を以下のとおり実施しており、平和祈念展示資料館の啓発活動としての積極的な集客策や連携した特別企画展、平和祈念展、関係団体とも連携した地方展示会、関係資料の貸出し等「目標を十分達成」と判断できる。

① 平和祈念展示資料館

ア 常設展示会場にあって展示内容の充実のための特設展示コーナーの設置等については、特設展示コーナーとしては、4月～翌年1月末まで3～4か月単位で3テーマの切れ目ない特設展示コーナーを設け、積極的な集客に努めている。

また、ミニ展示会として、収蔵資料紹介等を7月～翌年3月まで2か月単位で展示資料の入れ替えを計画的に行い、自費出版等の一般的には入手困難な所蔵図書も展示も行い、2～3月の収蔵資料展においては、語り部の配置及び学芸員による展示資料の説明会を同時に開催し、その集客の実績は評価に値するものである。(対前年同期増818人)

イ 平和祈念展示資料館の周知を目的とした一般向けの交通広告をアニメ調の柔らかい画風のデザインに変更したり、若年層向け広報として「新宿ウォーカー」への広告掲載、「教育新聞」に広告掲載、教員等教育関係者に直接送付したり、全国の国公私立中学高校16, 089校にパンフレット、チラシを送付するなどきめ細かな広報に配慮して実施している。

ウ 団体客や説明を希望する来館者への説明員等の配置は、予約の有無にかかわらず説明できるように対応している。特に、ゴールデンウィーク、夏休み及び22年2～3月の収蔵資料展において、実体験をされた「語り部」を数多く配置して積極的に対応している。

資料館は、予約の有無にかかわらず館内の資料説明ができるように説明員を配置している。また、実体験をされた「語り部」をゴールデンウィーク、夏休み及び2～3月の収蔵資料展において配置し、集客策を積極的に実施している。

エ リピーター等に対するアフターケアの充実という目標に対して、ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等にダイレクトメールを送付している。

オ 開館日、開館時間の弾力化等を図る措置として、21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続し、開館時間の弾力化等を行うという目標に対し、**以下の対応をとっている。**

- ・月曜日も開館している。
- ・平和祈念展(新宿西口展)の開催に併せ、8月8日(土)～10日(月)の資料館の閉館時刻を通常の17時30分から20時に延長した。
- ・学校の自由研究の題材を集めに遠方からの小学生等が開館時間前に**来館した**場合には、開館時間を早めるなど弾力的な対応を行った。

カ 21年度の集客数は52,000人以上の目標に対し、ゴールデンウィーク中の語り部の配置による積極的な集客策により、前年の同期間と比べ入館者が663人増となったこと。8月の新宿西口広場イベントコーナーにおける平和祈念展の成功による終戦記念特別企画展の資料館入館者が昨年の同期間と比較して1,676人増加し、5月～8月までは、21年度の企画が順調に入館者増と結び付いたが、その間、特設展示コーナー及びミニ展示等の努力を続けたが入館者は増えなかった。2月～3月に資料館で開催した収蔵資料展において語り部等を配置するとともに、ダイレクトメールによる展示会の案内など、更に積極的な集客策を図った結果、同期間の入館者に比べ818人の増加を数え年間で、49,268人の入館者を得ることができた。目標値の52,000人に対し94.7%ではあるが、種々の企画により、20年度の入館者(48,272人)と比べ996人(増2.1%)の増となっている。

② 特別企画展

入場者数を3,300人以上とするという目標に対し、開催期間中の入場者数は11,144人と目標人数の3.4倍となっている。開催に当たっては、地元新聞にも大きく取り扱われるなど沖縄県平和祈念資料館で開催された意義は大きいと考えられる。

③ 平和祈念展

入場者数11,000人以上という目標に対し、通行人の多い新宿駅西口広場イベントコーナーで開催するに当たり終戦記念日の8月15日の直前の8月8日～11日であったことから、戦後の新宿の写真や関係者の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオを上映するなど集客に努めたことから、入場者の数は44,520人となり、目標人数の4倍となっている。

④ 地方展示会

基金直轄の「平和祈念展」であり入場者数を5,000人以上とするという目標に対し、11月に広島県呉市「呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)」で開催された平和祈念展は、6月に新型インフルエンザのために中止となった「神戸展」に代わるものである。神戸と広島では地域性を考慮すれば展示資料の差し替えが必要であり、準備期間がタイトであったにもかかわらず、多角的に広報を実施した。**結果的に、大和ミュージアム側**の協力もあり、開催期間中の入場者は13,464人と目標人数の2.7倍となっている。年度途中での開催地の変更や展示資料の差し替えなどの困難な中で目標を積極的に達成している。

⑤ アンケートの実施

アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るという目標に対し、展示資料館は80%、特別企画展(沖縄展)は90%、平和祈念展(新宿西口展)は91%、地方展示会(広島展)は94%とアンケートを答えた者の8割以上の方々から「満足した」との回答を得ている。

⑥ 関係資料の貸出し

関係資料の貸出しを積極的に行うという目標に対し、21年度の貸出し先は12自治体等で資料点数727点であり、20年度は9自治体等607点と比べ積極的に貸出を行っている。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、**基金**が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、**基金**として必要不可欠な業務と考えられる。

「効率性」

各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織を持たない**基金**が関係団体と協力することにより地方で展示会を**10**回開催したことは、地方都市に在住の国民にも「関係者の労苦に理解を深めて頂ける」ということを効果的に実施しているものと認められる。

「有効性」

基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、**基金**が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは**基金**の目的達成に有効な手法である。

さらに**基金**が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|---|--|----|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (4) 基金解散後の資料等の在り方 | (4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、20年度に行った準備作業の報告書を基に、移管用データファイル及び目録を作成し、移管作業を適切に進める。 | 平成21年度に寄贈された実物資料14点については、平成20年度にナカシャクリエイテブ(株)に委託して実施した所蔵資料等の整理業務の報告書の分類に沿って、総合情報データベースシステムのうち実物資料用の「資料データ管理システム」にデータ入力を実施した。 更に平成21年度に収集された61点の図書資料については、総合情報データベースシステムのうち図書資料用の「図書システム」にデータ入力を実施した。また、旭倉庫に保管している図書資料920点について、棚卸しを実施し「図書システム」と照合を実施し登録を確認した。 一方で、展示資料の中で棚卸しされていないものや、資料の中で契約関係や権利関係が整理されていないものや不明なものがあることなどから、今後、整理や手続を進める必要がある。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 0 千円 | 当該業務に従事した職員数 | 3名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | B | | |
| ■ 評価結果の説明 基金は資料等の在り方の検討状況を踏まえ、円滑な移行等のため移管作業を適切に進めるとの目標に対し、実物資料14点については、実物資料用の「資料データ管理システム」にデータ入力を実施し、図書資料61点についても「図書システム」にデータ入力を実施し、また、保管図書920点の「図書システム」データとの確認業務を実施するなど、平成20年度にナカシャクリエイテブ(株)に委託して実施した所蔵資料等の整理業務の報告書の分類に沿って、データ整理を着実に実施した。展示資料の中で棚卸しされていないものや、資料の中で契約関係や権利関係が整理されていないものや不明なものがあるが、「目標を概ね達成した」と評価できる。 | | | |

「必要性」

関係者等から寄贈等された実物資料等は寄贈者本人のみならず過去の事実を伝える貴重なものであり、これらを後世に引き継ぐ責務は**基金**に課せられた責務である。そのために預かった実物資料のデータを整理することは必要なことである。

「効率性」

実物資料のデータを整理するに当たり、現物と目録との突き合わせ、データ入力などに、平成20年度にナカシャクリエイテブ(株)に委託して実施した所蔵資料等の整理業務の報告書の提案を活用するなど、民間企業のノウハウを有効に活用したことは評価できる。

「有効性」

「所蔵資料等の整理業務」後に寄贈された実物資料及び図書資料の適切な整理、図書の棚卸し、ネット資料館の実物資料の画像の撮影及び画像整理の追加は移管のための資料整理に有効な手段である。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 | |
|--------------------------------|---|--|
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (5) インターネット資料館の構築 | (5) インターネット資料館の構築 資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。 | <p>インターネット資料館構築の目的は、当基金が関係者の労苦について広く国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきたが、その一つとして展示資料館において実物資料を展示する啓発広報業務がある。しかしながら、立地的に東京だけであり、地方在住の方には、必ずしも満足できるものとなっていない。</p> <p>当基金は、20年度末で11,920点の実物資料と、12,770点の図書資料を保有しているが、展示資料館においては一部展示物の入れ替えは行うが445点程度しか公開できていない状況である。</p> <p>「平成21年度に資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開することを目的にインターネット資料館を構築する。」こととしたが、構築に当たり、</p> <p>(1) 完成までの期間を1年とすること。</p> <p>(2) 総務省に移管が可能なシステムであること、また、拡張機能を有していること。</p> <p>(3) ネット資料館に展示する内容等は職員が主導的に検討すること。</p> <p>を前提に準備を開始した。</p> |

◎ネット資料館構築に当たり職員の主導的な役割

① トップページ、バーチャル資料館資料紹介、用語解説、語り部映像、キッズコンテンツ、ジオラマビデオ、図書情報、ロゴ、及びサイトマップの決定に当たっては、PTを設け4月から9月下旬にかけて週1回から2回の割合で30回以上の打合せ会を開催し仕様書等の作成を検討。

② 用語解説に当たっては、外部の有識者により適切な助言を受け、整理を実施する必要があるとの理事長の判断の下、外部有識者に別途、用語解説書の作成を依頼するなどの手続を実施した。

③ 更に10月に一般競争により落札業者が決定した後において、3月の納期までに進捗状況及び内容チェックを含め20数回の調整会議を開催した。

④ その間中央区の平和祈念バーチャルミュージアムを視察し、担当者と意見交換会を実施するなど参考となる意見を聴取した。

⑤ 保管している実物資料に関して、ネット資料館の実物資料の画像として使用できるように、順次、撮影及び画像整理を基金自らが実施している。

⑥ 「ジオラマ映像」及び「語り部ビデオ」の編集は段階的に進め、22年3月15日までに終了した。

なお、その後レンタル・サーバーの契約を実施し、インターネット資料館の稼働となった。

◎ 構築されたインターネット資料館に付加した特徴

ネット資料館に付加する機能については、展示資料館において身近に説明できていない部分や是非国民の方々にわかっていたいただきたい部分について、解説など誤解を与えないように配慮し、また、「資料館早わかり」では、今後の拡張機能を持たせるなどのことに留意した。

またビデオライブラリーについても、初年度に特に貴重な語り部の動画を29本収録することに努めた。

- ① 今次の大戦の悲劇と労苦
 - ・ 開戦から終戦まで
 - ・ 終戦直後の状況
 - ・ 恩給欠格者
 - ・ 戦後強制抑留者
 - ・ 海外からの引揚者
- ② 平和祈念展示資料館早わかり
 - ・ 目的と概要
 - ・ 早わかりショートフィルム
 - ・ コーナー解説
- ③ 展示資料一覧
 - ・ 歴史年表
 - ・ 用語一覧
 - ・ 平和の礎
- ④ ビデオライブラリー
 - ・ 語り部(恩給欠格者) 3人 9本
 - ・ 語り部(戦後強制抑留者) 5人 16本
 - ・ 語り部(引揚体験者) 2人 4本
 - ・ 証言コーナー 6人 6本
 - ・ 高校生ビデオコンクール作品
- ⑤ 中学生・高校生コーナー
 - ・ チャレンジクイズ
 - ・ Q&A
 - ・ 「語り部」小学校派遣のご案内

| | | | |
|--------------------|----------|--------------|----|
| 当該業務に係る事業経費 | 12,936千円 | 当該業務に従事した職員数 | 3名 |
| ■当該項目の評価 (AA～D) | AA | | |

■ 評価結果の説明

基金では、資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開する手段として、平成21年度にインターネット資料館を構築するという目標に対し、基金自身が展示資料館とインターネット資料館に対し明確な違いと必要性を認識していることからネット資料館を構築するに当たっては、①今次の大戦の悲劇と労苦②平和祈念展示資料館早わかり③展示資料一覧④ビデオライブラリー⑤中学生・高校生コーナーの整理ができている。また、ネット資料館構築業務に当たり、職員が、業者任せにするのではなく、以下の取組を行った。

- ①PTを設け4月から9月下旬にかけて週1回から2回の割合で30回以上の打合せ会を開催し、仕様書等の作成の検討を行った。
- ②用語解説書の作成に当たっては外部の有識者に依頼するなどの手続き実施した。
- ③業者決定後は、進捗状況及び内容チェックを含め20数回の調整会議を開催した。
- ④中央区の平和祈念バーチャルミュージアムを視察し、担当者と意見交換会を実施するなど参考意見を聴取した。
- ⑤保管している実物資料に関して、ネット資料館の実物資料の画像として使用できるように、順次、撮影及び画像整理を基金自らが実施するなど将来に向けての拡張準備を行った。

このように、展示資料館を更に拡大した状況で国民に公開することにより、直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、**高齢化が進む**語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である。

このようなインターネット資料館を構築、運用開始できたことは、その構成内容から見ても「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。

「必要性」

インターネット資料館を構築することは、平和展示資料館に来館できない国民に対する行政サービスの観点から必要である。

「効率性」

インターネット資料館を構築することは、平和展示資料館に来館できない人が、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「引揚者」の労苦に理解を深めていただくのに効果的であり、評価できる。

「有効性」

インターネット資料館は、平和展示資料館に来館できない人にとって、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「引揚者」の労苦に理解を深めていただくのに有効な手段である。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|---|---|----|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調査研究 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (1) 労苦の実態把握 基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (1) 労苦の実態把握 | (1) 労苦の実態把握 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。 | 21年度は、戦後強制抑留者の労苦の実態の総集編を作成するため、20年度に引き続き、(財)全国強制抑留者協会に委託し、これまで作成した「平和の礎」の1巻から19巻を基に、抑留者が従事した作業(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)別に労苦の実態等を取りまとめた。 なお、兵士の労苦の実態の総集編については(社)元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、20年度に完了している。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 9,372千円 | 当該業務に従事した職員数 | 3名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| ■ 評価結果の説明 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うとの目標に対し、戦後強制抑留者の労苦の実態の総集編を作成するため、20年度に引き続き、(財)全国強制抑留者協会に委託し、これまで作成した「平和の礎」の1巻から19巻を基に、抑留者が従事した作業(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)別に労苦の実態等を取りまとめたことは、研究成果の取りまとめが完了したこととなり、これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。 「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。 特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。 「効率性」 地方組織を有しない基金が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦の実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。 「有効性」 関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。 | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|--|---|--|----|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (2) 外国調査の実施 これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (2) 外国調査の実施 | (2) 外国調査の実施 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。 | 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料(7,918点)について、目次を作成し電子データ化(PDF形式)を図った。 また、目次は、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文(露文)が判明できるように整理を行っている。 なお、翻訳されている資料(「ドイツ人および日本人捕虜の食糧供給基準量を公示するためのソ連邦内務人民委員部令第450号」など335点)については、展示資料館において閲覧に供することとした。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 0千円 (* 156千円) | 当該業務に従事する職員数 | 3名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| ■ 評価結果の説明 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うという目標に対し、「目標を十分達成」と判断できる。 「必要性」 基金の資料を総務省に引き継ぐことから、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、資料の活用から必要なことである。 「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。 | | | |

「有効性」

戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、関係国の公的機関が保有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。

* :外国資料の電子データ化経費は、18頁の「③関係資料の電子データ化」に計上している。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|--|--|---|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| (1) 記録の作成・頒布 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 総合データベースの構築 調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。 ② 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。 また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。 ③ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (1) 記録の作成・頒布 | (1) 記録の作成・頒布 | |
| ① 総合データベースの構築 | ① 総合データベースの構築 調査研究の成果のうち、まだ実施していない『平和の礎19』(134件)の電子データ化を効率的に推進する。 | ① 総合情報データベースシステムのうち、「平和の礎」データベースについて、「平和の礎第19巻」(134件)の入力作業が完了した。 また、総合情報データベースシステムのうち、「資料データ管理」システムについては、寄贈された資料を、同様な移管用データとして資料の保存状況、年代情報、材質、複製等の情報が整理されている。 また、「図書」システムについては、旭倉庫に保管している図書(920冊)について棚卸し(登録リストとの照合)を実施し、データの整備を行った。 |
| ② 調査研究の成果の出版等 | ② 調査研究の成果の出版等 これまでの研究の成果を基金解散後において活用できるよう電子化する。 | ② 調査研究の成果の出版等 21年度は、引揚関係分については第19巻の追補分の電子データ化、抑留関係分については第1巻から第19巻の電子データ化を20年度に引き続き実施するとともに総集編の電子データ化を実施し、法人のホームページ及びインターネット資料館においても検索できるようにした。 |

③ 出版物等の活用

③ 出版物等の活用
 出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー（個人視聴）において視聴できるようにし、積極的活用を図る。

③ 出版物等の活用
 平和祈念展示資料館の図書コーナーでは、当法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。
 隣接する証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置しているほか、個人視聴ブースでは、希望するビデオ・DVDで視聴することができる。また、啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。
 また、戦争体験者の労苦の記録としての「平和の礎」を、大人から子供まで関心を持っていただけるように編纂した『「平和の礎」選集3』及び満州からの引揚を漫画にした『遙かなる紅い夕陽』については、入手を要望する来館者等が多いことから、必要部数を増刷し、前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。

| 出版物名 | 平和祈念展示資料館 | 平和祈念展（新宿西口） | 特別企画展（沖縄） | 地方展示会（広島） | 地方展示会（委託分） | フォーラム2009（札幌） |
|----------------|-----------|-------------|-----------|-----------|------------|---------------|
| 「平和の礎」選集3 | — | 1,120 | — | 300 | — | — |
| 引揚漫画「遙かなる紅い夕陽」 | 9,322 | 3,700 | 1,720 | 3,010 | 2,750 | 300 |
| 計20,802部 | | | | | | |

当該業務に係る事業経費

2,848千円

当該業務に従事する職員数

7名

■ 当該項目の評価
 (AA~D)

A

■ 評価結果の説明

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、年度計画の目標を「十分達成した」と認められる。

① 総合データベースの構築

電子データ化を効率的に推進するとの目標に対し以下のとおりの措置を講じている。

- ・『平和の礎19』（134件）の取り込みを完了している。
- ・総合情報データベースシステムのうち、「資料データ管理」システムについては、移管用データとして資料の保存状況、年代情報、材質、複製等の情報を整理している。
- ・「図書」システムについて、倉庫に保管している図書（920冊）について棚卸し（登録リストとの照合）を行い、データの整備を行っている。

②調査研究の成果の出版等

これまでの研究の成果を基金解散後において活用できるよう電子化するとの目標に対し、、『平和の礎』(1巻～19巻)として電子データ化が完了し、これらをインターネット資料館において公開したこと。

③出版物の活用

出版物及び、基金制作の啓発ビデオ映像について積極的活用を図るとの目標に対し、以下のとおりの措置を講じている。

- ・図書コーナーに当法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。
- ・証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置している。
- ・啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。
- ・戦争体験者の労苦の記録としての『「平和の礎」選集3』及び漫画『遙かなる紅い夕陽』を、前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布している。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として基金が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

基金が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が家に居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない基金にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | | | | | |
|---|--|--|--------------------------------------|-------------|--|----------------|---------------|
| <p>中期計画の該当項目</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> | | | | | | |
| <p>■ 中期計画の記載事項</p> | | | | | | | |
| <p>(2) 講演会等の実施</p> | | | | | | | |
| <p>① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、中期目標の期間の2年6月間において10回以上開催する。</p> <p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p> <p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。</p> | | | | | | | |
| <p>■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</p> | | | | | | | |
| <p>小項目</p> | <p>達成目標</p> | <p>達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)</p> | | | | | |
| <p>(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催</p> | <p>(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に地方(場所未定)で開催する。 また、東京都において同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、それぞれ300人以上とする。 このほか、地方で講演会を3回開催する。</p> | <p>(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 ア 平和祈念フォーラム2009(札幌市)の開催 札幌においては、第1部で、昨年高校生ビデオ制作コンクールにおいて優秀な成績を収めた札幌藻岩高等学校のビデオや出展校の札幌北高等学校のビデオを放映した。また、第3部生島ヒロシ氏の司会で、タレントで引揚経験者でもある板東英二氏の講演と3問題経験者の体験発表がなされ、田久保忠衛氏が解説された。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1040 1930 1501"> <tr> <td>平和祈念フォーラム2009 戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等</td> </tr> <tr> <td>北海道札幌市共済ホール</td> </tr> <tr> <td>第1部 「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」 第2部 「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」 出演者 板東英二(タレント・引揚体験者) 札幌藻岩高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 札幌北高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 三上澄子(引揚体験者) 柳澤一枝(引揚体験者) 竹島秀雄(戦後強制抑留体験者) 司会者 生島ヒロシ(フリーアナウンサー) 解説者 田久保忠衛(杏林大学客員教授)</td> </tr> <tr> <td>平成21年11月22日(日)</td> </tr> <tr> <td>230人(目標 300人)</td> </tr> </table> | 平和祈念フォーラム2009 戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等 | 北海道札幌市共済ホール | 第1部 「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」 第2部 「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」 出演者 板東英二(タレント・引揚体験者) 札幌藻岩高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 札幌北高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 三上澄子(引揚体験者) 柳澤一枝(引揚体験者) 竹島秀雄(戦後強制抑留体験者) 司会者 生島ヒロシ(フリーアナウンサー) 解説者 田久保忠衛(杏林大学客員教授) | 平成21年11月22日(日) | 230人(目標 300人) |
| 平和祈念フォーラム2009 戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等 | | | | | | | |
| 北海道札幌市共済ホール | | | | | | | |
| 第1部 「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」 第2部 「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」 出演者 板東英二(タレント・引揚体験者) 札幌藻岩高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 札幌北高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 三上澄子(引揚体験者) 柳澤一枝(引揚体験者) 竹島秀雄(戦後強制抑留体験者) 司会者 生島ヒロシ(フリーアナウンサー) 解説者 田久保忠衛(杏林大学客員教授) | | | | | | | |
| 平成21年11月22日(日) | | | | | | | |
| 230人(目標 300人) | | | | | | | |

イ 平和祈念フォーラム2009(東京)の開催

東京においては、パネリストとして黒沢文貴氏(東京女子大学教授)及び小菅信子氏(山梨学院大学教授)を招いて、3問題の体験者の体験談等を通じ、戦争を通じた平和の尊さについて、生島ヒロシ氏の司会で、パネルディスカッションが進められた。司会の生島氏が体験者から上手に話を引き出すことにより、話し手も聞き手も当時の状況が手に取るように感じられ、解説者の助言等も多くの高校生、参加者を意識したものであった。2部において**上映された高校生ビデオ作品**は、現代の感覚で戦争と平和をとらえる力作となっており、コンクールの主旨がよく理解され、参加校、出展数も増加している。

| |
|---|
| 平和祈念フォーラム2009 |
| 新宿明治安田生命ホール |
| 第1部 「労苦体験者が語る、平和の尊さ」 労苦体験者、ゲストによるパネルディスカッション パネリスト: 黒沢文貴(東京女子大学教授) 小菅信子(山梨学院大学教授) 加藤正寿(戦後強制抑留体験者) 菊池定則(恩給欠格者) 新谷綾子(引揚体験者) 司会者 生島ヒロシ(フリーアナウンサー) |
| 第2部 「高校生が伝える、戦争体験の労苦」 「第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」作品上映、 「第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」表彰式 入賞校の生徒たちによるパネルディスカッション 司会者 生島ヒロシ(フリーアナウンサー) |
| 平成22年3月14日(日) |
| 306人(目標 300人) |

ウ 講演会の開催

- ㉞ 関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会
 開催日 21年9月6日(日)
 会場 石川県金沢市「ラブロー片町」
 講師 青木 健 理事長
 参加人員 70人

㉟ 資料館講演会「資料が語る体験者の想い」

講師: 古館 豊 学芸員
 開催会場: 平和祈念展示資料館内(収蔵資料展資料展示スペース)

| 開催日 | 参加人員 |
|----------|------|
| 2月20日(土) | 65 人 |
| 3月14日(日) | 72 人 |
| 27日(土) | 58 人 |

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、下表のとおり26回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。また、このうち15回は、法人所蔵資料や地元会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。

| 開催期間 | 会 場 | 参加人数 (人) |
|-----------------------|------------------------|-------------|
| (社)元軍人軍属短期在職者協力協会 8か所 | | 1,276 |
| 平成21年7月12日 | 神奈川県大和市福田 多目的ホール「高座の庄」 | 102 |
| 8月2日 | 福井県鯖江市 市民ホール「つつじ」 | 160 |
| 8月23日 | 山形県西置賜郡飯豊町白樺地区公民館 | 81 |
| 9月26日・27日 | 長崎県南島原市 ありえコレジヨホール | 517 |
| 10月25日 | 香川県さぬき市長尾 長尾公民館 | 148 |
| 11月7日 | 福岡県みやま市瀬高町 町立図書館 | 88 |
| 12月12日 | 宮城県石巻市 河北総合センター | 60 |
| 平成22年2月6日 | 愛知県名古屋市 秋華開館 | 120 |

| | | |
|-------------------|----------------------|-------|
| (財)全国強制抑留者協会 18か所 | | 1,892 |
| 21年6月5日 | 静岡県富士宮市 市立大宮小学校 | 78 |
| 6月18日 | 静岡県沼津市 市立第四小学校 | 103 |
| 6月20日 | 静岡県沼津市 市民文化会館 | 70 |
| 7月5日 | 愛知県新城市 市文化会館 | 160 |
| 7月6日 | 静岡県富士宮市 東高等学校 | 40 |
| 7月12日 | 愛知県江南市 市民文化会館 | 65 |
| 7月12日 | 石川県中能登町 カルチャーセンター飛翔 | 100 |
| 7月19日 | 愛知県西尾市 市文化会館 | 75 |
| 7月26日 | 愛知県東海市 市立勤労センター | 72 |
| 7月26日 | 富山県南礪市 井波別院 | 200 |
| 8月1日 | 岐阜県土岐市 土岐津公民館 | 80 |
| 8月26日 | 北海道小樽市 市立若竹小学校 | 130 |
| 9月5日 | 茨城県東海村 東海ステーションギャラリー | 160 |
| 10月10日 | 茨城県日立市 日立シビックセンター | 125 |
| 10月18日 | 三重県津市 アスト津プラザホール | 140 |
| 10月19日 | 千葉県富津市 市立吉野小学校 | 150 |
| 10月23日 | 北海道余市町 町立黒川小学校 | 87 |
| 11月6日 | 鳥取県米子市 ふれあいの里 | 57 |
| 合 計 | 26か所 | 3,168 |

| | | | |
|---|---|---|-----------|
| | <p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。</p> | <p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>平成21年度に実施した第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校の高校を対象に募集パンフレットを発送するとともに、関係教師へのコンクール告知FAXの送信、コンクール、コンテスト専門誌への募集広告、協力媒体での募集告知など参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から33の高校(前年比2校増)が参加し55作品(前年比4作品増)の提出を得た。</p> <p>今年度は、提出された55作品について、基金における第1次審査で10作品を選定し、映像制作の専門家や体験者等を交えた審査委員会による第2次審査においては、最優秀賞1校、優秀賞2校を決定した。これを受けて、同表彰式を平成22年3月14日、新宿区の明治安田生命ホールにおいて平和祈念フォーラム2009(東京)と同時開催した。表彰式にはコンクール参加校の高校生を含め306名の来場者を得て、全作品のダイジェスト版を上映するとともに、入賞作品のビデオを全編上映した。</p> <p>なお、今回の表彰式の様子については、平成22年3月27日(土)にBSフジにて放送された。</p> | |
| <p>当該業務に係る事業経費</p> | <p>49,005千円</p> | <p>当該業務に従事する職員数</p> | <p>3名</p> |
| <p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p> | <p>A</p> | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>① 講演会等の開催</p> <p>収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を300人以上とするという目標に対し、札幌のフォーラムでは230人、東京のフォーラムでは306人となった。</p> <p>札幌のフォーラムは、生島ヒロシ氏の司会により、講演者の板東英二氏(引揚体験者)と3問題の体験者及び高校生ビデオ制作出展校の高校生との交流があり、3問題の体験談に対し田久保忠衛氏が解説をされ、平和の必要性について理解を深めることができた。</p> <p>東京のフォーラムにおいては、黒沢、小菅両教授が体験者の体験談を参加高校生によりわかりやすく解説し、第2部の高校生ビデオ制作コンクールにおいては、その主旨がよく理解されていることは、評価できる。</p> <p>このほか、地方で講演会を3回開催するという目標に対し、講演会を金沢市において9月に開催したが、新型インフルエンザの影響でその他の地方での開催を断念している。その代わりに、平和祈念展示資料館で講演会「資料が語る体験者の想い」を3回開催している。</p> <p>また、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に開催するという目標に対し、札幌市及び東京で開催したフォーラムにおいて「校内放送番組制作コンクール」に参加した高校生を直接フォーラムに参加させている。</p> <p>なお、フォーラムの来場者にフォーラムの印象についてアンケートを実施したところ、札幌市では、来場者の54.8%に当たる126人から回答を得、そのうちの88.9%の来場者は好意的に受け止めた。東京のフォーラムでも同様に来場者の49.3%に当たる151人から回答を得、そのうち81.5%の来場者は好意的に受け止めている。</p> | | | |

② 労苦を語り継ぐ集いの開催

「語り継ぐ集い」を今期15回以上開催するとの目標に対し、26回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は評価できる。

③ 校内放送番組制作コンクールの開催

第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するなど参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から33の高校(前年比2校増)が参加し55作品(前年比4作品増)の提出を得たことは、評価できる。

東京で開催した平和祈念フォーラム2009(東京)と校内放送番組制作コンクール表彰式を同時開催したことにより、校内放送番組制作コンクール経費を削減した。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、東京で開催したフォーラムと校内放送番組制作コンクール経費の削減に努めている。

なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなどして活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、平和祈念ビデオ制作を通じて平和の尊さ、戦争の悲惨さを学び、その作品を発表する場を設けるなど、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----|------|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|----|----|----|---|--------|----|----|----|----|----|---|----|----|---|---|----|----|-----|------|----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|-------|
| ■ 中期計画の記載事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 語り部の積極的活用 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 語り部の積極的活用 | (3) 語り部の積極的活用 これまで育成してきた「語り部」を東京近郊の学校14校に派遣するほか、ゴールデンウィーク、夏休み期間中などに、平和祈念展示資料館において「語り部」コーナーを設け、年間延60人の「語り部」を配置する。 | <p>ア 資料館配置 ゴールデンウィークや夏休み期間中及び収蔵資料展開催期間中(平成22年2月19日～3月29日)は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館に配置し、多くの入館者に実体験を語りかけることにより、理解と感銘を与える語り部の語りは素晴らしく、積極活用の場を設けている。語り部の登録は19名であるが、5名は実績はなく、21年度は14名に延べ62回お願いした。平均年齢は84歳であり、お願いしている時期が5月、8月、3月である。フォーラム等の参加者で新たに語り部としてお願いできる方については、相談しているところである。 また、「総合語り部」を常駐させることにより、予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる体制を整えている。この結果、「総合語り部」の配置は、予約を含め延148人となった。</p> <p>表 平和祈念展示資料館における「総合語り部」の対応状況 (月別:対応団体数、対応人数)</p> <table border="1" data-bbox="940 1085 2049 1189"> <thead> <tr> <th>21年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合語り部数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>対応人数</td> <td>48</td> <td>69</td> <td>205</td> <td>191</td> <td>109</td> <td>41</td> <td>170</td> <td>172</td> <td>99</td> <td>52</td> <td>166</td> <td>138</td> <td>1,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 学校派遣 東京近郊の小学校の要請を受けて「語り部」を派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。</p> | | 21年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | 総合語り部数 | 10 | 10 | 17 | 22 | 16 | 6 | 16 | 14 | 6 | 7 | 11 | 13 | 148 | 対応人数 | 48 | 69 | 205 | 191 | 109 | 41 | 170 | 172 | 99 | 52 | 166 | 138 | 1,460 |
| 21年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合語り部数 | 10 | 10 | 17 | 22 | 16 | 6 | 16 | 14 | 6 | 7 | 11 | 13 | 148 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対応人数 | 48 | 69 | 205 | 191 | 109 | 41 | 170 | 172 | 99 | 52 | 166 | 138 | 1,460 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 実施年月日 | 学校名 | クラス数 | 生徒数 | テーマ |
|----|--------------|-------------|------|-------|-------|
| 1 | 21年10月 1日(木) | 入間市立東町小学校 | 3 | 120 | 抑留・兵士 |
| 2 | 10月16日(金) | 葛飾区立東金町小学校 | 2 | 47 | 兵士 |
| 3 | 10月29日(木) | 葛飾区立原田小学校 | 2 | 45 | 抑留 |
| 4 | 10月30日(金) | 流山市立八木北小学校 | 3 | 114 | 抑留・引揚 |
| 5 | 11月 9日(月) | 松戸市立根木内小学校 | 4 | 133 | 兵士・抑留 |
| 6 | 11月13日(金) | 渋谷区立本町小学校 | 2 | 43 | 抑留 |
| 7 | 11月18日(水) | 北区立王子第二小学校 | 1 | 20 | 抑留 |
| 8 | 11月19日(木) | 葛飾区立飯塚小学校 | 3 | 88 | 兵士 |
| 9 | 11月26日(木) | 杉並区立大宮小学校 | 2 | 41 | 抑留 |
| 10 | 11月27日(金) | 草加市立新里小学校 | 3 | 118 | 抑留・引揚 |
| 11 | 12月 1日(火) | 狭山市立広瀬小学校 | 3 | 82 | 抑留 |
| 12 | 12月 3日(木) | 杉並区立杉並第十小学校 | 3 | 82 | 抑留 |
| 13 | 12月21日(月) | 葛飾区立細田小学校 | 3 | 103 | 抑留・兵士 |
| 14 | 22年1月13日(水) | 流山市立流山小学校 | 3 | 112 | 兵士・引揚 |
| 計 | | | 37 | 1,148 | |

21年度は、昨年度同様小学校14校、37クラスに対して実施し、学童延べ数は1,148人(前年度 1,127人)であった。

なお、語り部は、世界地図を用いて具体的な場所を指すもの、本人の当時の経験を紙芝居にするものなど、子どもたちにわかりやすくする工夫をしながら、直接語りかけ、質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応した。

| | | | |
|-------------|---------|--------------|----|
| 当該業務に係る事業経費 | 2,974千円 | 当該業務に従事する職員数 | 4名 |
|-------------|---------|--------------|----|

■ 当該項目の評価
(AA～D)

A

■ 評価結果の説明

「語り部」を積極的に活用するとの目標に対し、

- ① 「語り部」を年間延62人配置(目標年間延60人)更に「総合語り部」を年間延べ148人配置していること。
- ② ゴールデンウィーク及び2・3月の収蔵資料展において入館者からの大きな関心と評価を得ていること。
- ③ 小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ37クラス、1,148人(前年度比21人増)に対し、本人の当時の経験を紙芝居にするなど、子どもたちに積極的に「語り部」が対応していること。
これらのことから、「目標を**十分達成**」したと評価できる。

「必要性」

「語り部」の積極的な活用は、国民の理解を深め、後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。
また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で意義が深いと認められる。

「効率性」

「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、**基金**外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。

「有効性」

単に資料を展示するだけでなく、「語り部」がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-----|-----|------|--|--|---|--------------|------------------|----|---------------|---------------|---|-----------------|---------------|---|----------------|---------------|---|-------------|---------------|---|---------|----------------|----|---------|---------------|---|---|--|----|
| ■ 中期計画の記載事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 催し等への助成 | (4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。 | <p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)に対し助成を行った。</p> <p>【シベリア抑留関係中央慰霊祭】 平成21年10月21日、東京都千代田区の九段会館で開催された(参加者約800人)。</p> <p>【地方慰霊祭】 地方慰霊祭は、地方の「ソ連抑留犠牲者慰霊碑」が存在する各地18か所で開催され、参加人数は延べ1,750人であった。</p> <p>【シベリア現地慰霊訪問】</p> <table border="1" data-bbox="1122 911 1890 1257"> <thead> <tr> <th>訪問先</th> <th>期 間</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>沿岸地方(ウスリースク)</td> <td>21年8月20日～23日 4日間</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>ハバリフスクA班(ホール)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ハバリフスクB班(クリドール)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ハバリフスクC班(ティルマ)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>アムール班(アムール)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>チタ州(チタ)</td> <td>7月31日～8月7日 8日間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>カザフスタン班</td> <td>8月21日～26日 8日間</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ (財)全国強制抑留者協会が実施した日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対して助成を行った。 これは、戦後強制抑留者、その遺族及び強制抑留中に死亡した方の遺族に対し慰藉の念を示すとともに、強制抑留の原因や実態を正しく伝え、強制抑留について啓蒙するために日本及びロシアで実施されたものである。東京におけるシンポジウムでは、関係団体の関係者、ロシア相互理解協会会長等、関係2省庁の担当官も出席し、シンポジウム形式で活発な意見交換が行われた。</p> | 訪問先 | 期 間 | 参加人数 | | | 人 | 沿岸地方(ウスリースク) | 21年8月20日～23日 4日間 | 11 | ハバリフスクA班(ホール) | 8月24日～28日 5日間 | 6 | ハバリフスクB班(クリドール) | 8月24日～28日 5日間 | 6 | ハバリフスクC班(ティルマ) | 8月24日～28日 5日間 | 9 | アムール班(アムール) | 8月24日～28日 5日間 | 7 | チタ州(チタ) | 7月31日～8月7日 8日間 | 10 | カザフスタン班 | 8月21日～26日 8日間 | 8 | 計 | | 57 |
| 訪問先 | 期 間 | 参加人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沿岸地方(ウスリースク) | 21年8月20日～23日 4日間 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハバリフスクA班(ホール) | 8月24日～28日 5日間 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハバリフスクB班(クリドール) | 8月24日～28日 5日間 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハバリフスクC班(ティルマ) | 8月24日～28日 5日間 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アムール班(アムール) | 8月24日～28日 5日間 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| チタ州(チタ) | 7月31日～8月7日 8日間 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| カザフスタン班 | 8月21日～26日 8日間 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 57 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>①【抑留問題 日・露シンポジウム】於：モスクワ 平成21年9月15日、ロシア・モスクワ市マリオネットロイヤルホテルで開催（参加者13人）。 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏ら6名が、ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、世界経済・国際関係研究所日本センター長ラムゼス氏ら7名が出席し、抑留問題について活発な意見交換が行われた。</p> <p>②【抑留問題 日・露シンポジウム】於：東京 平成21年10月21日、九段会館で開催（参加者35人） ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、ロシア国会露日交流議員連盟事務局長カザコフ氏ら7名が、日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏、常務理事井上萬吉氏をはじめ、総務省、外務省の関係担当官及び法人職員などの出席のもとに、抑留問題について、活発な意見交換が行われた。</p> <p>○戦後強制抑留関係者特別慰藉基金 平成元年に、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成費助成金交付要綱に基づき、(財)全国強制抑留者協会に造成した戦後強制抑留関係者特別慰藉基金については、平成21年度の収入・支出計画を戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領に基づき適切に承認し、また、事業終了後には、実績報告書を受領した。慰霊碑建立の助成の執行はなかったが、相談事業、慰霊祭等事業に使用していることが報告されている。</p> |
|--|--|---|

| | | | |
|------------------|----------|--------------|----|
| 当該業務に係る事業経費 | 46,948千円 | 当該業務に従事する職員数 | 4名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |

■ 評価結果の説明

戦争犠牲による死没者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施、関係者の高齢化が進む中、7地域7班計57名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ48人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。

また、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金については、規程に基づき、事業計画の承認や実績報告を受けており、適切に指導・監督を行っているものと考えられる。また、当該特別慰藉基金は、平成21年度は抑留者からの慰霊訪問や遺骨収集、恩給・年金などの相談・照会事業(2,212件)に使用されており、今後も引き続き適切に管理・運用されていく必要があると認められる。

「必要性」
公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの基金の目的に照らして、必要な施策と認められる。

「効率性」
関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。

「有効性」

全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|---|---|--|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別記念事業等 | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| <p>(1) 特別記念事業の実施 関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。</p> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。 ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品 イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯</p> <p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p> | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (1) 特別記念事業の実施 | (1) 特別記念事業 恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であつて現に生存する者のうち平成21年3月31日までに申請のあった者に対して、次のとおり特別慰労品を贈呈する。 | 特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて、新聞広告、ラジオ広報、都道府県、市区町村の広報誌に掲載をしていただき、また、基金のホームページへ掲載する等出来る限りの広報をするとともに、過去に書状等の贈呈を受けた者に対しては、特別記念事業の実施の「お知らせ」(お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封)を送付し、個別に直接、請求を促すなどをし、1人でも多くの方に請求していただくようにした。 これらの結果、特別慰労品の受付件数は328,018件、認定件数は316,365件となった。 |

特別記念事業の受付件数・認定件数

| | 年度 | 恩給欠格者 | 戦後強制抑留者 | 引揚者 | 全 体 |
|-------------|----|---------|---------|--------|---------|
| 受付件数(件) | 19 | 69,071 | 33,247 | 24,160 | 126,478 |
| | 20 | 97,288 | 39,704 | 64,548 | 201,540 |
| | 21 | — | — | — | — |
| | 計 | 166,359 | 72,951 | 88,708 | 328,018 |
| 認定件数 (件) | 19 | 53,628 | 33,036 | 17,851 | 104,515 |
| | 20 | 95,458 | 36,771 | 38,385 | 170,614 |
| | 21 | 8,826 | 1,266 | 31,144 | 41,236 |
| | 計 | 157,912 | 71,073 | 87,380 | 316,365 |

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

ア 旧軍人軍属として本邦以外の地域、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島、小笠原諸島(以下「外地等」という。)に勤務した経験を有し、かつ、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年数が加算年を含めて3年以上の者又は在職年が加算年を含めて3年未満の者のうち在職年が1年以上の者に対しては、5万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

ア 左記「達成目標」欄記載のアの条件の恩給欠格者に対する5万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は5,293件であり、その内訳は次のとおりであった。

| 5万円相当の慰労の品 | 贈呈件数 | | | 単位:件 |
|------------|--------|--------|-------|---------|
| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合 計 |
| 旅行券等引換券 | 27,403 | 46,731 | 3,507 | 77,641 |
| 置 時 計 | 10,950 | 22,239 | 963 | 34,152 |
| 万 年 筆 | 2,513 | 6,081 | 317 | 8,911 |
| 文 箱 | 1,047 | 2,620 | 140 | 3,807 |
| 楯 | 2,518 | 4,644 | 366 | 7,528 |
| 合 計 | 44,431 | 82,315 | 5,293 | 132,039 |

イ 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有しないが、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年数が1年以上の者に対しては、3万円相当の旅行券等又は銀杯を贈呈する。

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

② 戦後強制抑留者

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留させた者に対しては、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

③ 引揚者

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者本人に対しては、銀杯を贈呈する。

イ 左記「達成目標」欄記載のイの条件の恩給欠格者に対する3万円相当の旅行券等又は銀杯贈呈件数は、3,533件であり、その内訳は、次のとおりであった。

| 3万円相当の慰労の品 | 贈呈件数 単位:件 | | | |
|------------|-----------|--------|-------|--------|
| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 |
| 旅行券等引換券 | 4,945 | 7,690 | 2,367 | 15,002 |
| 銀 杯 | 4,252 | 5,453 | 1,166 | 10,871 |
| 合 計 | 9,197 | 13,143 | 3,533 | 25,873 |

② 平成21年度における戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈件数は1,266件であり、その内訳は、次のとおりであった。

| 慰労の品 | 贈呈件数 単位:件 | | | |
|---------|-----------|--------|-------|--------|
| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 |
| 旅行券等引換券 | 24,883 | 23,614 | 922 | 49,419 |
| 置 時 計 | 5,264 | 8,524 | 203 | 13,991 |
| 万 年 筆 | 1,161 | 2,035 | 59 | 3,255 |
| 文 箱 | 577 | 1,214 | 35 | 1,826 |
| 楯 | 1,151 | 1,384 | 47 | 2,582 |
| 合 計 | 33,036 | 36,771 | 1,266 | 71,073 |

③ 平成21年度における引揚者に対する慰労品(銀杯)の贈呈件数は31,144件であった。

| 慰労の品 | 贈呈件数 単位:件 | | | |
|------|-----------|--------|--------|--------|
| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 |
| 銀 杯 | 17,851 | 38,385 | 31,144 | 87,380 |

| | | | |
|---|-------------|--------------|----|
| 当該業務に係る事業経費 | 1,398,537千円 | 当該業務に従事する職員数 | 8名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて、新聞広告、ラジオ広報、都道府県、市区町村の広報誌や基金のホームページに広報を掲載する等できうる限りの広報を実施するとともに、過去に書状等の贈呈を受けた方に対しては特別記念事業の実施の「お知らせ」(お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封)を送付し、個別に特別慰労品の請求を直接促すなど、1人でも多くの方に請求していただくように働きかけをしている。その結果、受付件数は328,018件、認定件数は316,365件となった。</p> <p>なお、非認定(11,653件)は、重複申請又は遺族からの請求等であった。</p> <p>特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証となるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられた。</p> <p>これらの結果により、「目標を十分達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、基金の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ特別慰労品の請求手続きを行っていなかった者(67万6千人)に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化及び迅速化にも繋がりが、業務運営の効率性が図られたと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証となるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられたことは、基金の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|---|---|--|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別記念事業等 | |
| <p>■ 中期計画の記載事項</p> <p>(3) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月(上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間)、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。</p> | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (2) 標準期間の設定 | (2) 審査期間(3か月)内に処理する。 | <p>特別記念事業に係る特別慰労品の請求書の受付は平成21年3月末をもって終了した。21年4月以降は、締切り前に受付けた請求書の処理をしたところであるが、これらのうち、標準期間の3か月以内に処理が出来たものは、恩給欠格者からの請求に係るもの84%、戦後強制抑留者からの請求に係るもの91%、引揚者からの請求に係るもの29%であった。</p> <p>なお、簡易請求(標準期間1月)及び「お知らせ」(標準期間3週間)に係る請求については請求書に不備があったものを除き100%期間内に処理ができた。</p> <p>恩給欠格者及び強制抑留者からの請求書の処理については、都道府県又は厚労省に履歴等の照会をし、その回答に時間を要したものを除きほぼ期間内に処理ができた。</p> <p>一方、引揚者からの請求書の処理については、以下の理由により大幅に処理が遅れたものである。</p> <p>① 引揚者については、20年度後半において申請が低調であったことから、広報を重点的に行うとともに、その広報の内容についても、生存をしている引揚の家族全員が請求することができる旨の広報をしたこともあり、詳細請求(初めての請求)が、21年1月から3月にかけて集中して行われ(1月3,718件、2月6,697件、3月24,652件)、3か月間の請求が35,067件にも及んだ。これは20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当するものである。</p> |

20年4月～21年3月の請求書受付の推移

| 年 月 | 恩給欠格者 | | 強制抑留者 | | 引揚者 | | 計 | |
|------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 詳細受付 | 総受付 | 詳細受付 | 総受付 | 詳細受付 | 総受付 | 詳細受付 | 総受付 |
| 20.4 | 1,362 | 6,319 | 201 | 768 | 1,741 | 9,421 | 3,304 | 16,508 |
| 5 | 1,053 | 15,965 | 193 | 8,017 | 1,261 | 3,937 | 2,507 | 27,919 |
| 6 | 1,052 | 33,489 | 162 | 12,030 | 940 | 2,009 | 2,154 | 47,528 |
| 7 | 1,074 | 14,952 | 159 | 8,224 | 1,099 | 1,544 | 2,332 | 24,720 |
| 8 | 911 | 5,717 | 113 | 2,849 | 1,540 | 1,890 | 2,564 | 10,456 |
| 9 | 1,220 | 3,880 | 169 | 1,663 | 3,004 | 3,368 | 4,393 | 8,911 |
| 10 | 1,068 | 3,037 | 120 | 1,253 | 1,980 | 2,257 | 3,168 | 6,547 |
| 11 | 801 | 2,267 | 90 | 685 | 1,694 | 1,864 | 2,585 | 4,816 |
| 12 | 856 | 1,884 | 94 | 581 | 1,985 | 2,183 | 2,935 | 4,648 |
| 21.1 | 1,189 | 2,300 | 115 | 939 | 3,718 | 3,977 | 5,022 | 7,216 |
| 2 | 1,495 | 2,136 | 144 | 1,337 | 6,697 | 7,143 | 8,336 | 10,616 |
| 3 | 4,444 | 5,342 | 767 | 1,358 | 24,652 | 24,955 | 29,863 | 31,655 |
| 計 | 16,525 | 97,288 | 2,327 | 39,704 | 50,311 | 64,548 | 69,163 | 201,540 |

※総受付件数は詳細受付件数、簡易受付件数、お知らせ件数のトータル件数である。

② これらの請求者は、

ア 引き揚げ当時幼児であったため、引揚時の記憶が定かではないこと
 イ 高齢により、記憶が薄れていること
 等から、請求書の記載内容に不備のあるものが多く見られた。当該請求書の審査に当たっては、1件1件電話又は文書等により照会し、不備の点を補完する必要があったことから、審査に相当な時間を要することとなったものである。

③ 前記①のように、21年1月～3月における請求件数は、予測をはるかに超えるものであったため、急遽、基金内のベテラン職員の相互流用をする等の最大限の措置を講じたものの、当該審査事務等には知識と経験が不可欠であることから新たな人員を採用することが困難であった。

等の理由により標準期間内に処理ができなかったものが多く出てしまったものである。

当該業務に係る事業経費

0 千円

当該業務に従事する職員数

3 名

■ 当該項目の評価
(AA～D)

B

項目別Ⅱ-4(3)

■ 評価結果の説明

審査期間(3か月)内に処理するという目標に対し、標準的な審査期間が書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件は1か月、お知らせを受けて請求した者は3週間、それ以外の者は3か月とするとの目標に対し、それぞれ「1月以内」及び「3週間以内」は100%、審査期間が3月以内のものについては恩給欠格者からの請求に係るものは84%、戦後強制抑留者からの請求に係るものは91%となっている。

一方、引揚者からの請求については、

① 「初めての請求」が21年1月から3月の間の合計が35,067件となったこと(これは20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当)

② これらの請求者は、

ア 引き揚げ当時幼児であったため、引き揚げ時の記憶が定かではないこと。

イ 現在本人が高齢により、記憶が薄れていること、

から、請求書の記載内容に不備のものが多くあった。

また、これらの不備のある請求書については、申請者本人に電話又は文書等により照会をし、補完した上で審査を進めたことから、審査期間(3か月)内に処理ができた件数が、29%に止まったものである。

以上の理由からすれば、審査期間内に処理できなかったことについて、相当の理由が認められるものであり、これらの結果により、「目標を概ね達成した」と判断できる。

基金が取った措置は、より多くの対象者が贈呈を受けられるための措置であったが、評価は評価基準の「B」と判断せざるを得なかった。

「必要性」

特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求について、請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈することは、基金の重要な業務であり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。

「効率性」

特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間を決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、有効な施策と認められる。

「有効性」

特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確な運営に資する有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|---|---|--|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別記念事業等 | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| (4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。 | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 | 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。 | 慰霊碑の建立に向けて、慰霊碑建設検討委員会において、慰霊碑建設の基本理念及び慰霊碑デザインコンペティション仕様書について審議した。 8月に慰霊碑のデザインコンペを開始し、事前登録が終了した。 コンペの応募状況は、①事前登録が65件(うち3件取り下げ)、②作品の提出が38件(うち資格なし1件、辞退1件)、審査対象36件。③書類審査及び予備審査で13件が選定された。 11月24日に開催された第3回慰霊碑建設検討委員会において、上記13件の中から、最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作3点の各入賞作品を決定した。 最優秀作品に選ばれた業者と実施設計業務委託契約を結び、22年2月に実施設計を完了した。(これに基づき工事仕様書を作成し、22年4月に入札を行い、慰霊碑制作設置工事及び慰霊碑広場造園工事の請負業者を決定し、7月末に慰霊碑を完成する予定である。) |
| 当該業務に係る事業経費 | 11, 251千円 | 当該業務に従事する職員数 8名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | |
| ■ 評価結果の説明 | | |
| <p>慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手するという目標に対し、基金は、必要に応じて慰霊碑建設検討委員会を開催し、慰霊碑のデザインコンペを行い、慰霊碑2基及び慰霊碑広場のデザインを決定し、22年7月末の完成に向けて業務を着実に進めていることは、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留及び引揚げに伴う死没者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すとの基金の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> | | |

「効率性」

慰霊碑の建立に向けて、基金解散までの短期間の中で、総務省等関係機関との連携を取りながら調整を進めたことや、事前準備のため検討を進めたことは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的と認められる。

「有効性」

慰霊碑の建立は、亡くなられた関係者を慰霊するとともに、遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項 | |
|--|--|--|
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| (1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。 | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (1) 効果的な広報 | <p>当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」を作成、配付する。</p> <p>平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p> | <p>(1) 広報の実施状況</p> <p>㊦ 広報用デザインの変更 21年度は、4月から、車額広告をはじめとして、定着している水木しげる氏のイラストを従来のものからアニメ調の柔らかい画風のものに入れ替え、より親近感をもたせるようにした。 7月には「新宿西口展」の情報を入れたデザインに変更し、平和祈念展示資料館及び平和祈念展(新宿西口展)の両方の開催会場が隣接しているため、開催場所の地図等を工夫し、平和祈念展を見学した人を引き続き平和祈念展示資料館への見学に誘導するような広告を作成した。 冬期(1月末～3月末)については、「特別企画展」及び「フォーラム」の情報を入れ、デザインに工夫をしている。</p> <p>㊧ 若年層への広報 「新宿ウォーカー」へ純広告及び記事広告を掲載。特に、若い男女のモデルを起用し館内見学体験記風の記事広告により20～30代への訴求を図った。</p> <p>㊨ 教員等教育関係者への対応(小中高校) 「教育新聞」(12月7日号)に特別企画展を中心とした記事の無料広告掲載(発行部数23万部)を行い、教育関係者へ「平和祈念展示資料館」の周知を図った。</p> <p>㊩ 小学校高学年への対応 「自由研究テキスト(改定版)」として本文中に写真、地図、データ、イラストの更新を行い、平和祈念展(新宿西口展)で配布し、夏休みの小学生の資料館来館者増を図った。</p> <p>㊪ 新聞による広範囲の広報 1都6県版の朝日新聞(3月6日)、読売新聞(3月7日)の朝刊に21年度特別企画展「収蔵資料展」の広報掲載を行った。</p> |

- ㊦ 中学・高等学校への対応
全国の全ての国公立中学・高等学校16,089校にパンフレット及びチラシを送付した(3月)。これらの資料等は、校外学習担当教諭宛に直接送付した。
- ㊧ NHK番組広報誌への広告掲載
基金が使用している「水木しげる氏のイラスト」をNHK朝のドラマ「ゲゲゲの女房」放送開始により、NHK番組広報誌に広告を掲載した(3月25日号)。
- ㊨ 外国語対応
外国人来館者用として展示資料館に常置している「英文パンフレット」の地図を直して印刷した。また、本文の中の故小林千登勢氏の和文についても英訳を付すこととした。
- ㊩ 月曜開館の周知
看板、車額広告、各種広告掲載等広報全般に渡って平和祈念展示資料館の「年中無休」を強調する広報を実施している。また、基金のホームページにおいても月曜日開館をお知らせしている。
- ㊪ 社会貢献ボランティアシステム「毎日学くん」紹介サイトの「独立行政法人」又は「博物館」のジャンルに当基金及び平和祈念展示資料館を21年9月末から無料で掲載している。
- ㊫ 平和祈念展(新宿西口展)の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等1,546人、平和祈念展(広島展)については689人、収蔵資料展(10月～11月開催)には1,363人、特設展示(11月～1月開催)には1,336人、収蔵資料展(12月～1月開催)には581件(団体宛)、収蔵資料展(2月～3月開催)には1,876人に対し、展示会の開催を案内するダイレクトメールを送付し、資料寄贈者等への周知徹底及びアフターケアの充実を図った。

なお、基金の毎年度の予算、事業計画等については、基金のホームページに掲載し、国民への情報提供を行っている。

- (2) 資料館の広報、平和祈念展、講演会等のポスター等については、個々の事業において作成又は**交通**広報のように「常設展」と「特別展」を、一つの広報で実施するなどの工夫も行っている。
また、「事業案内」については、基金の説明等の際に使用して理解を得るよう努めている。

| | | | |
|--|-----------|---|----|
| | | (3) 広報活動の成果等 基金が企画した展示会もさることながら、対学校、対教員、対若者、対リピーター、対寄贈者等へのこれら広報活動の効果もあり、21年度の平和祈念展示資料館の入場者は、49,268人となり、20年度(入場者数44,272人)と比べ2.1%増加した。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 145,249千円 | 当該業務に従事する職員数 | 8名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、基金では、広報用デザインとして水木しげる氏のイラストを更にアニメ調の柔らかい画風に工夫したり、新規として「新宿ウォーカー」への掲載など若年層への広報、教員等教育関係者への対応、中学・高等学校の校外学習担当教諭宛にパンフレット等を送付、リピーターにダイレクトメールで企画展等の周知を行う等きめ細かな広報の充実を図るなど積極的な措置を行ったことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>基金における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>広報業務の実施にあたり、車額広告のように一つの広報で複数の目的(常設展と特別展)をもって実施するなど、また年間割引の適用(交通広告)など経費を効率的に使い費用節約の工夫を行っている。</p> <p>「有効性」</p> <p>広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項 | |
|--|--|---|
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| (2) ホームページの充実 電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。 | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (2) ホームページの充実 | 常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を75万件以上とする。 | <p>(1) ホームページの内容の充実</p> <p>ホームページのアクセス目標を達成するために以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和祈念フォーラムの開催案内など、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともに、ホームページの上から催事への参加申込みが出来るシステムを活用し利用者の利便性の向上に努めた。 ・特設展示コーナーや収蔵資料紹介コーナーなど、常に最新の情報を盛り込んだ内容の更新に努めた。 ・7月に基金ホームページの情報ソースに平和、抑留、強制労働、シベリア、ソ連の5つのキーワードを追加した。 ・資料館のトップ画面のリニューアルに着手し、9月28日からより検索しやすい画面に更新した。 ・本年3月に、電子データ化された関係資料で基金記録史(設立経緯版)を掲載した。 ・イベント開催時は、イベント情報を当該イベントの開始前より期間中にかけて総務省が一般国民向けに発行しているメールマガジンに掲載し、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めている。 ・本年3月に、新たにスクロール機能を追加し、そこをクリックしても新着情報をみられるよう工夫を行った。 <p>◎ ホームページのアクセス件数(頁数)</p> <p>アクセス件数は、ホームページの内容充実を図ったことから約92万件(918,572)となり、目標の75万件以上のアクセス件数を達成した。</p> <p>また、基金のホームページにアクセスした件数のうち42.4%に当たる分が、更に展示資料館にアクセスされており、平成22年度に本格的な運用を行うこととしているインターネット資料館のサービスに努めることとしている。</p> |

| 平成21年度アクセス件数(年度目標 75万件) | | | | | |
|-------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 65,090 | 74,840 | 75,041 | 90,462 | 109,808 | 76,249 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 83,904 | 75,501 | 67,172 | 66,308 | 60,930 | 73,267 |
| 合計 | 918,572 | 件 | 達成率 | 122.5% | |

| | | | |
|---------------------|---------|--------------|-----|
| 当該業務に係る事業経費 | 1,270千円 | 当該業務に従事する職員数 | 14名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | AA | | |

■ 評価結果の説明

ホームページのトップ画面をリニューアル制作し、より検索しやすい画面構成にするなどホームページ利用者の利便向上を図るとともに、「基金記録史(設立経緯版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、「インターネット資料館の構築」をしたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を上回る約92万件のアクセスがあったことから、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。

「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、基金の設立趣旨、基金が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や基金の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

「効率性」

近年のパソコンの普及率上昇は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心に置いたサイト内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。多くの国民が効率よく基金にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、ウェブ上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

「有効性」

ホームページは地方組織を有しない基金にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実には、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深めるとの基金の目的に照らして、有効な施策である。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | |
|--|--|--|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項 | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| (3) 地方公共団体との連携 地方公共団体に特別記念事業への理解と協力を得るため、必要に応じ、「都道府県実務担当者会議」を開催するなど緊密な連携を図る。 | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (3) 地方公共団体との連携 | 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別慰労品を贈呈を速やかに行えるよう、地方公共団体との連携を図る。 | 特別慰労品を贈呈するに当たり、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者からの請求書の記述内容を確認する必要があることから、前年に引き続き、各都道府県が保管する資料(陸軍兵籍、戦時名簿等)との確認を各都道府県に対して依頼した。各都道府県からの事実確認事務の進捗状況を見ながら、基金の理事長名で必要に応じて事務の促進を依頼し、慰労品贈呈事務の促進を図ったことにより、21年度中に特別記念事業の審査事務が完了した。 |
| 当該業務に係る事業経費 | 0千円 | 当該業務に従事する職員数 10名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) A | | |
| ■ 評価結果の説明 特別慰労品を贈呈を速やかに行えるよう、地方公共団体との連携を図るという目標に対し、地方公共団体との緊密な連携を確保し、特別記念事業審査事務が完了したことは、「目標は十分達成した」と認められる。 「必要性」 地方公共団体の協力を得て、特別記念事業の軍歴確認が行われており、円滑な事業の推進には、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。 「効率性」 地方公共団体の協力を得て、申請者の陸軍軍歴等の確認を円滑に行うことができ、効率的な業務運営が可能となっていると認められる。 「有効性」 基金は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力を得て、申請者の陸軍軍歴等の確認が円滑に行えるもので、地方公共団体との連携強化が有効である。 | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|---|--|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (4) 関係資料館と連携 | 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努めるほか、沖縄で開催する特別企画展及び神戸市で開催する平和祈念展においては、関係資料館と連携し、展示資料の充実を図る。 | <p>沖縄県平和祈念資料館の学芸員等と展示内容、広報媒体、警備体制等について調整しつつ、平成21年5月14日～24日にかけて、同資料館の「企画展示室」において、シベリア抑留と中国引き揚げをテーマにした絵画と漫画の「特別企画展」を沖縄県で初めて開催した意義は大きい。</p> <p>直轄の地方展示会として神戸市で予定されていた平和祈念展(神戸展)(6月4日～9日)は、5月16日に神戸市において新型インフルエンザが確認され、やむを得ず中止した。</p> <p>更に、神戸展の中止をやむを得ないこととしないで、これに代わる直轄地方展示会として急遽、呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)の学芸員等と展示内容、広報媒体、警備体制等について調整を行い、平成21年11月18日～23日にかけて、同科学館「大和ホール」において、「語り継ごう！戦争体験の記憶」と題して、平和祈念展を開催することができた。これらの沖縄、神戸、広島の内容は、それぞれ地域によって特殊な事情があるため展示内容については地元の資料館と十分な調整が必要であり、そのことが連携協力関係を深めている。</p> | |
| 当該業務に係る事業経費 | 0千円 | 当該業務に従事する職員数 | 13名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA～D) | A | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| <p>全国14の資料館との連携に努めるという目標に対し、21年度は特別企画展として、初めて沖縄県の沖縄県平和祈念資料館と連携し、また、直轄の地方展示会は当初平和祈念展(神戸展)として姫路市平和資料館と連携して展示会の準備を行った。神戸展は新型インフルエンザのため中止となったが、その代わりとして呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)と連携を取り、それぞれが多数の集客を得ており、「目標を十分に達成した」といえる。</p> <p>また、それぞれの館長及び職員と基金の理事長及び職員が事業の実施を通じて連携を深めたことは、今後の業務において意義が深いものと考ええる。</p> <p>特別企画展 沖縄県平和祈念資料館(21. 5. 14～5. 24 11日間) 11, 144人(目標 3, 300人) 3. 4倍 地方展示会 呉市海事歴史科学館 (21. 11. 18～11. 23 6日間) 13, 464人(目標 5, 000人) 2. 7倍</p> | | | |

「必要性」

平和を祈念するとの共通の目的の下連携を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは地方組織を持たない基金にとって、地方展を成功させるために必要である。

「効率性」

平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。

「有効性」

運営目的が類似している資料館の担当者間と連携し協力体制を確立することは、地方組織を持たない基金が主催する展示会を成功させるには、有効な施策である。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|--|---|----|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (5) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (5) 職員の雇用問題 | 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。 | 基金は、22年9月末までに解散することとなっていた。雇用確保の働きかけを必要とする職員(展示・フォーラム担当)が、平成20年度末(21年3月31日付け)で自主退職された。21年4月1日付けで業務見直しの結果として、書状等贈呈事業担当職員を1名、展示・フォーラム担当に配置替えすることとしてしていたが、職員が自主退職したため増員措置は実らなかったものの、計画的な業務見直し人事の成果はあった。11月には、国からの出向職員を展示・フォーラム担当職員に増員することができ、欠員に伴う雇用問題を発生させることはなかった。 従って、21年度には基金解散に伴う職員の雇用先確保の働きかけを行う必要はなかった。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 一千円 | 当該業務に従事する職員数 | 3名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | | | |
| ■ 評価結果の説明 雇用確保の働きかけを必要とする職員(展示・フォーラム担当)が、平成20年度末(21年3月31日付け)で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象となる職員がいなくなったことから、評価は不可能と考えられる。 | | | |
| 「必要性」 — | | | |
| 「効率性」 — | | | |
| 「有効性」 — | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|--|--|----|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (6) 基金記録史の作成 | これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し、ホームページへ掲載する。 | 昭和63年の平和祈念事業特別基金の設立時から現在までの動きや法律等をまとめた「法人の設立の経緯等編」を基金のホームページに掲載した。事業の実績等については、22年度中に掲載することとしている。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 一千円 | 当該業務に従事する職員数 | 4名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| <p>基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し基金のホームページに掲載するとの目標に対し、「平和祈念事業特別基金の設立の経緯等編」を基金のホームページに掲載できたことは「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実態を後世に伝えることは、国としての責務であり、そのために基金のこれまでの実績をまとめることは、必要な業務である。</p> <p>「効率性」</p> <p>恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実績をまとめ、慰藉事業の実施機関である基金のホームページに掲載することは、広く国民一般に周知する手段として効率的であるといえる。</p> <p>「有効性」</p> <p>基金の解散が法定され、これまで基金が収集した資料等の記録及び基金の記録史を残すことは、後世に記録をきっちり引き継ぐこととなり、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効である。</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|--|--|--|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (7) 書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化 | 基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐため、CD-R化を行う。 | 基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国へ引き継ぐに当たり、総務省と調整した結果、認定原議については、CD-R化は行わないこととした。このため、文書整理を行い、認定原議(現物)のリストを作成した上で、経費の節減を行うとともに、申請書等の現物を総務省指定の倉庫に移管収納した。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 一千円 | 当該業務に従事する職員数 | 11名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| <p>書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐため、CD-R化を行うという目標に対して、総務省との調整の結果、認定原議の申請書等の現物を保管することとなった。このように執行形態が変更になったことにより評価することは不可能と考えられる。ただし、変更後に、基金職員自ら認定原議のリストを作成し、整理したことは、経費の節減をしつつ代替措置も完了しており、「目標を大幅に上回って達成した」という評価に相当する活動である。</p> <p>「必要性」 —</p> <p>「効率性」 —</p> <p>「有効性」 —</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第3 予算、収支計画及び資金計画 | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---|-----|
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| 運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| 予算、収支計画及び資金計画 | 運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。 | <p>「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。資金計画をきめ細かく行うことにより、平成20年10月より新たに短期運用として譲渡性預金での運用を開始し、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図るなど堅実な資金管理を行った。</p> <p>また、ガバナンスの観点から四半期ごとに運用収入の実績を役員会に報告を行い、了承を得ている。</p> <p>その結果、見込み額を4百万円上回る411百万円の運用収入を確保した。</p> <p>更に、予算・決算及び日頃の契約事務(特に一般競争の徹底)を含めて、4人の体制で実施している。</p> <p>なお、平成21事業年度においては、運営費交付金債務が152百万円となっており、交付された運営費交付金(698百万)の執行率は約78%となっている。また、当期総利益が140百万発生している。</p> <p>これは、事務体制の見直し等による人件費の抑制及び予算の執行管理と一般競争入札の徹底等によるものである。なお、基金が平成22年9月末までに解散予定であること、また業務目標を一定程度達成していることなどから、目的積立金は申請していない。</p> | |
| 当該業務に係る事業経費 | — 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 5 名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |

■ 評価結果の説明

運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約411百万円、年利換算で2.04%を確保するなど堅実な資金管理に努めている。

また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。

さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を**十分**達成」と認められる。

なお、運営費交付金債務の執行率が78%と低く、また当期総利益が140百万発生しているが、これは事務体制の見直しや一般競争入札の徹底等による企業努力の結果によるものであり、妥当なものと考えられる。

「必要性」

基金の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された200億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。

「効率性」

基金に許されている運用範囲の中で、年利換算で2.04%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大であるとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。

「有効性」

運用資金の適正な管理・運営は、基金の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|--|---|-------------------------------|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第4 短期借入金の限度額 第5 重要な財産の処分等に関する計画 第6 剰余金の使途 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| <p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が見込まれる理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>剰余金の使途 (省略)</p> | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| 短期借入金の限度額 | | 借入の実績はない。 | |
| 重要な財産の処分等に関する計画 | | 重要な財産の処分等はない。 | |
| 剰余金の使途 | | 独法通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として整理。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | — 千円 | 当該業務に従事する職員数 | — 名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | — | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| 「必要性」 | | | |
| 「効率性」 | | | |
| 「有効性」 | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---------------------|---|---------------------------|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| 施設及び設備に関する計画はない。 | | | |
| | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| | | 該当なし | |
| 当該業務に係る事業経費 | － 千円 | 当該業務に従事する職員数 | － 名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA～D) | － | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| 「必要性」 | | | |
| 「効率性」 | | | |
| 「有効性」 | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-------|-----|------------|----------|---------------------------------|--------------|-----------|-------|------------------|------------------|--------------------|-----------|----------------------------|----------|------------------|----------------------|----------------|-------------|
| ■ 中期計画の記載事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員の研修 | 職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても能力開発の推進と意識の向上を図る。 | <p>費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣。</p> <p>◎ 外部研修への派遣</p> <p>職員個々の能力向上のため外部機関の主催による研修について、積極的に知識や最新情報を得るため職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員の能力開発を一層促進させた。</p> <p>なお、21年度は専門職員を特別に公文書館等職員研修会に出席させたものであり、デジタルアーカイブについての一層の知識を深めることにより、資料の整理に生かされたとともに、本人は千葉の大学に再就職が可能となっている。</p> <p>また、財務担当職員の必須である商業簿記についても、積極的に職員を研修に派遣した。</p> <table border="1" data-bbox="1205 976 1877 1436"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>防火・防災管理講習</td> <td>東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>平成21年度公文書館等職員研修会</td> <td>(新規)独立行政法人国立公文書館</td> </tr> <tr> <td>第28回政府出資法人等内部監査講習会</td> <td>(新規)会計検査院</td> </tr> <tr> <td>国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム</td> <td>人事院関東事務局</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護事例研修会</td> <td>内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局</td> </tr> <tr> <td>財務担当研修(3級商簿講義)</td> <td>(新規)TAC株式会社</td> </tr> </tbody> </table> | 研 修 名 | 主 催 | 新入社員等防災研修会 | 住友ビル管理会社 | 情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会 | 総務省関東管区行政評価局 | 防火・防災管理講習 | 東京消防庁 | 平成21年度公文書館等職員研修会 | (新規)独立行政法人国立公文書館 | 第28回政府出資法人等内部監査講習会 | (新規)会計検査院 | 国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム | 人事院関東事務局 | 情報公開・個人情報保護事例研修会 | 内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局 | 財務担当研修(3級商簿講義) | (新規)TAC株式会社 |
| 研 修 名 | 主 催 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新入社員等防災研修会 | 住友ビル管理会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会 | 総務省関東管区行政評価局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防火・防災管理講習 | 東京消防庁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度公文書館等職員研修会 | (新規)独立行政法人国立公文書館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第28回政府出資法人等内部監査講習会 | (新規)会計検査院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム | 人事院関東事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報公開・個人情報保護事例研修会 | 内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財務担当研修(3級商簿講義) | (新規)TAC株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|------|--------------|-----|
| 当該業務に係る事業経費 | 24千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>これらの研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|---|---|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (1) 環境対策 | 環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。 | <p>(1) 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <p>平成16年度に策定した環境方針に基づき、平成21年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、基金のホームページに公開した。</p> <p>また、職員に対し環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけたことなどにより、全38品目において目標の100%を達成した。</p> <p>(2) その他の環境に対する取り組み</p> <p>策定した環境方針のもと、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別、リサイクル製品の活用を推進した。</p> | |
| 当該業務に係る事業経費 | 一 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| <p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進した。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。</p> | | | |

「必要性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。
また、環境保全に対する基金の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは必要な姿勢である。

「効率性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。
環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。

「有効性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|---|---|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (2) 危機管理 | 平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。 | 防火防災訓練の実施等 平和祈念展示資料館においては、平成21年10月9日の住友ビル全館の訓練に合わせ、危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、情報の収集、伝達、避難訓練及び災害時における個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充実を図った。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | 156千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| <p>危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、基金では、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p> | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| | | | |
|---|--|--|-----|
| 中期計画の該当項目 | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項 | | |
| ■ 中期計画の記載事項 | | | |
| (3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。 | | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) | |
| (3) 職場環境 | メンタルヘルス、セクシュアルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。 | メンタルヘルスについては、平成21年7月に人事院が国家公務員向けに作成、配布したメンタルヘルスのためのガイドブックを人事院HPよりダウンロードし、役職員に供覧周知し、職員の健康管理対策に努めた。 セクシュアル・ハラスメントについては、相談員として総務部長を指定している。 上記の取組のほか従前より行っている日常の管理体制を徹底することにより、21年度において担当に寄せられた相談、苦情等はなかった。 ただし、セクシュアル・ハラスメントについては、一層の意識改革を図るとの考えで、職員、非常勤職員の区別なく職場環境の問題として、意識して改善を図っていくための会議、相談窓口(女性相談員の設置)の周知等、改めて実施のための検討を行っているところである。 | |
| 当該業務に係る事業経費 | — 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | B | | |
| ■ 評価結果の説明 | | | |
| メンタルヘルスについて管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、人事院のガイドブックを役職員へ供覧周知を行うなど、また、 指針の周知や担当者の配置など、問題発生を未然に防ぐための措置をとっている。ただし、セクシュアル・ハラスメントへの対応においては、職場環境に配慮した措置をさらに徹底することが求められる。そのため、全体としては、「目標を概ね達成」したと認められる。 | | | |
| 「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。 | | | |
| 「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。 | | | |
| 「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。 | | | |

平成21事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書

| 中期計画の該当項目 | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項 | |
|--|--|--|
| ■ 中期計画の記載事項 | | |
| (4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。 | | |
| ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 | | |
| 小項目 | 達成目標 | 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) |
| (4) 内部統制・ガバナンス強化 | 役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。 | <p>基金は、理事長がリーダーシップを発揮するための環境として、基金の組織が小規模であることを利点と捉え、週1回開催される各参事、部長、理事、理事長による連絡会において各担当の事業進捗状況が報告されることにより、理事長によって確認事項の承認・指示がされ、組織全体に意思が伝達される仕組みが確立されている。また、各担当の相互の連携も明確になっている。</p> <p>また、基金としての最高意思決定機関は役員会であり、理事会は役員会の諸課題をクリアする仕組みとして理事長の下で事前に必要事項に関する原因の説明を各参事が行い方向性を協議することとなっている。このように連絡会と理事会は、ボトムアップの仕組みを取り入れている。</p> <p>ただし、役員会(構成員 理事長、理事、監事)及び理事会(構成員 理事長、理事)は、理事長が召集し、理事長が会を主宰することとなっている。</p> <p>役員会は月1回開催されるが、理事長の主宰のもと理事と2名の監事の参加を得て、</p> <p>(1) 毎月の議事は、①契約の公告及び執行状況報告、②展示資料館の入館者状況報告、③展示企画展の準備状況報告、④企画展等の結果報告、⑤その他</p> <p>(2) 四半期単位の議事は、①資金運用状況及び譲渡性預金と短期国債の金利推移の説明、②予算執行状況、③業務の実績に関する項目別評価調書の進捗状況報告等</p> <p>(3) 年度の議事は、①通則法に基づく基金の予算・決算、②同基金の事業計画、③業務の実績に関する項目別評価調書、④年度計画、⑤予算施行のアクション・プログラム 等</p> <p>等について、審議をお願いしているが、監事の活発な発言もあり、組織の活性化が図られるとともに、理事長のトップダウン方式に基づく指示により、最終的な方針が決定される。</p> |

特に、予算執行のアクション・プログラムは、財務担当において準備され、最終的に理事長の承認を経るが、四半期単位で理事会・役員会の議題となって、各担当の財政面からの業務執行管理が監査されることとなる。

監事は、毎月の役員会において担当者から契約状況、資金運用状況等及び会計監査法人の監査状況報告を受けることとなっている。

例えば、監事からは役員会等を通じ、以下のような質問があり、役員会の場や適宜必要な時期に説明を行い、了承を得ている。

○ 平成21年10月7日の役員会においては、資金の運用状況について、その運用収入440百万円の根拠について説明を求められたところであり、利回りの良い譲渡性預金の運用に関し説明を行い、了承を得られたものである。それは、前四半期に償還期が到来する有価証券が複数本あり、監事に関心を持って推移を見たことによるものである。

○ また、執行計画のアクション・プログラムにおいて、「文書の電子化経費」が「0」の予定となっているところについて監事から質問があり、申請書類等の原議のCD-R化について、原議を廃棄する方針を変更してCD-R化を中止し、申請書類の原議の整理簿を作成し、原議を保管するという予算執行内容の見直しに伴い、この経費については「0」執行となったことを説明し、理解を得たところである。

基金の場合、設置目的が極めて限定されており、基金が設定する具体的な目標・計画について、課題を洗い出し組織が一体的に対応する仕組みである内部統制が比較的效果を発揮しやすい組織となっている。

基金の当期総利益は1億40百万円であり、国の指導に基づき一般競争の導入を実施した結果、入札差額が発生しているものであり、必要な事業は実施しており、当期の運営費交付金及び運用収入の10億83百万円に対し13%となっている。

利益剰余金6億21百万円については、前の中期目標期間の繰越として承認された積立金2億30百万円に加え、20年度の未処分利益2億51百万円と21年度の1億400百万円が内訳である。繰越欠損金は発生させていない。

運営費交付金債務は1億52百万円であるが、主なものは21年度において1億4500百万円で、人件費、一般事務処理経費(共通経費)等について節減に努め収益化しなかったものである。

| | | | |
|---|------|---|-----|
| | | <p>金融資産については、平成21年度末現在で現金及び預金で137億円、有価証券で116億円の合計252億円を保有している。主な内訳は、出資金200億円と特別記念事業準備金33億円で、今般成立した「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」において、「特別給付金」の支給財源に充当することとなっており、今後も基金で保有することとしている。</p> <p>なお、基金の行政上の意思決定に当たっては、基金発足以来、「独立行政法人平和祈念事業特別基金文書管理規程(平成15年10月1日 規程第4号)」に基づき、全て理事長の決裁を得ている。</p> <p>また、個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成17年3月31日規程第1号)」を定め、基金が所有する個人情報について漏えい滅失又はき損の防止その他適切な管理に努めている。</p> <p>具体的には職員等に対しては、職員それぞれをパスワード管理し、職員が従事している業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制して、個人情報の漏えい等の防止に努めている。</p> | |
| 当該業務に係る事業経費 | — 千円 | 当該業務に従事する職員数 | 16名 |
| ■ 当該項目の評価 (AA~D) | A | | |
| <p>■ 評価結果の説明</p> <p>内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備するとの目標に対し、</p> <p>(1) 理事長のリーダーシップを発揮するための体制整備が確立していることは評価できる。それは、連絡会、理事会、役員会でのボトムアップ、トップダウン方式による組織の活性化が維持できる仕組みとなっており、一種の相互牽制システムでもあり、特に役員会、理事会は理事長の召集により、理事長が主宰する形式の会議となっており、理事長の強いリーダーシップのもとで運営されていることは、ガバナンスの仕組みが確立されていると評価できる。</p> <p>(2) 特に予算執行のアクション・プログラムに関する取組みについては、徹底した執行管理が可能であり、毎月の契約状況の報告や監事の意見表明についても理事長、理事とは別の立場から発言され、資金管理についても10月の役員会において、資金運用の在り方で運用益440万円の根拠について説明を求められるなど関心をもって発言されるなど監査体制が機能しており、評価に値する。</p> <p>(3) 内部統制の面からも理事長の下、組織が一丸となって予算執行に対応している仕組みが、当期総利益1億40百万円や利益剰余金6億21百万円の決算からもわかる。これは徹底した予算執行管理が行われていることが認められた証であり評価できる。</p> <p>(4) 金融資産について、200億円の出資金等について譲渡性預金や有価証券での運用について、金融情報等を調査し、入札により実施するなど運用益も出しており、財務面にも統制がとれた組織として評価に値する。</p> | | | |

(5) 更に、基金が所有する個人情報について、基金独自の規程に基づき漏えい滅失又は毀損の防止その他適切な管理に努めていることは、評価できる。

以上のことから「目標を十分達成した」と評価できる。

「必要性」

内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。

「効率性」

内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。

「有効性」

内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって有効な施策である。